

# 南部町 子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月

南部町

# 南部町子ども・子育て支援事業計画

## 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画策定の位置づけ	
3.	計画の期間	
4.	計画の対象	
5.	計画の推進体制	
6.	計画の点検及び評価	
第2章	南部町の現状と課題	3
1.	南部町の概況	
2.	子育て支援施策の実施状況	
3.	アンケート結果の概要	
4.	南部町の子ども・子育て支援の課題	
第3章	計画の基本的な考え方	19
1.	基本理念	
2.	基本目標	
第4章	具体的な施策について	21
1.	地域における子育て支援	24
2.	母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	28
3.	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	32
4.	子育てを支援する生活環境の整備	35
5.	仕事と家庭の両立	36
6.	子ども等の安全確保	38
7.	要保護児童への対応	40
第5章	子ども・子育て支援事業計画	43
1.	子ども・子育て支援法に係る体系	
2.	提供区域の設定	
3.	幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容	
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容	

### 参考資料

南部町子ども・子育て会議計画策定経過  
南部町子ども・子育て会議委員名簿  
南部町子ども・子育て会議設置条例

### 1. 計画策定の趣旨

わが国における急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた総合的な取り組みを推進してきましたが、子どもと家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化し続けており、子育てを社会全体で支援する重要性はより一層高まっています。

このような状況の下、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

平成27年度から実施となる「子ども・子育て支援新制度」においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みの推進を目指しています。

本町においても、平成17年度より「南部町次世代育成支援行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象に「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」を基本理念とし、総合的な子育て支援施策を推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況は大きく変化し続けており、子どもの健やかな成長を支えるまちづくりを実現するための新たな支え合いの仕組みが求められています。

このような背景を踏まえ、町の宝であり未来を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちと、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を目指し、「南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 2. 計画策定の位置づけ

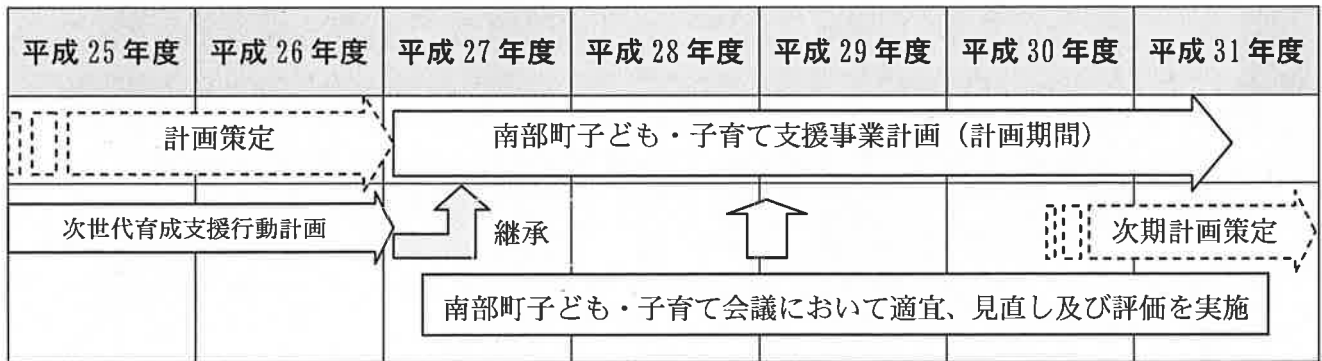
この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の質的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで取り組みを進めてきた「南部町次世代育成支援行動計画」についても、計画の基本的な考え方を継承し、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健・医療・福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合など、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の一部見直しを行います。



### 4. 計画の対象

この計画は、産まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象とし、次代の親づくりという観点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

また、子育て支援を行政と連携、協力して行う、事業者、地域住民、団体などの地域社会を構成するすべての人を対象とします。

### 5. 計画の推進体制

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援にかかわっている団体の代表、事業主の代表、子育て中の保護者などで構成する「南部町子ども・子育て会議」を設置し、本町における子ども・子育て支援のあり方について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

本計画の推進にあたっては、基本理念である「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子の育成」をめざし、町内の関係機関と連携し、横断的な施策に取り組むとともに、多くの町民や子育て当事者の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化等によって、計画に定める量の見込みが大きく変動すると見込まれる場合には、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟に対応し、的確に反映させます。

### 6. 計画の点検及び評価

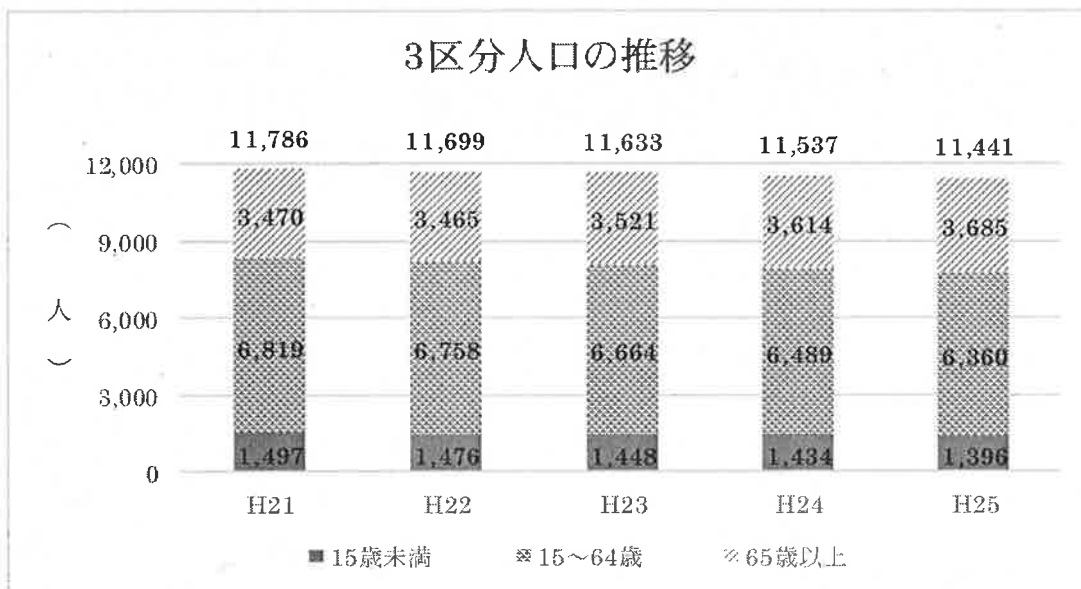
この計画の取り組み状況については、南部町子ども・子育て会議を中心に、継続的に点検、評価を行い、その内容についてインターネット等により公表します。

## 第2章 南部町の現状と課題

### 1. 南部町の概況

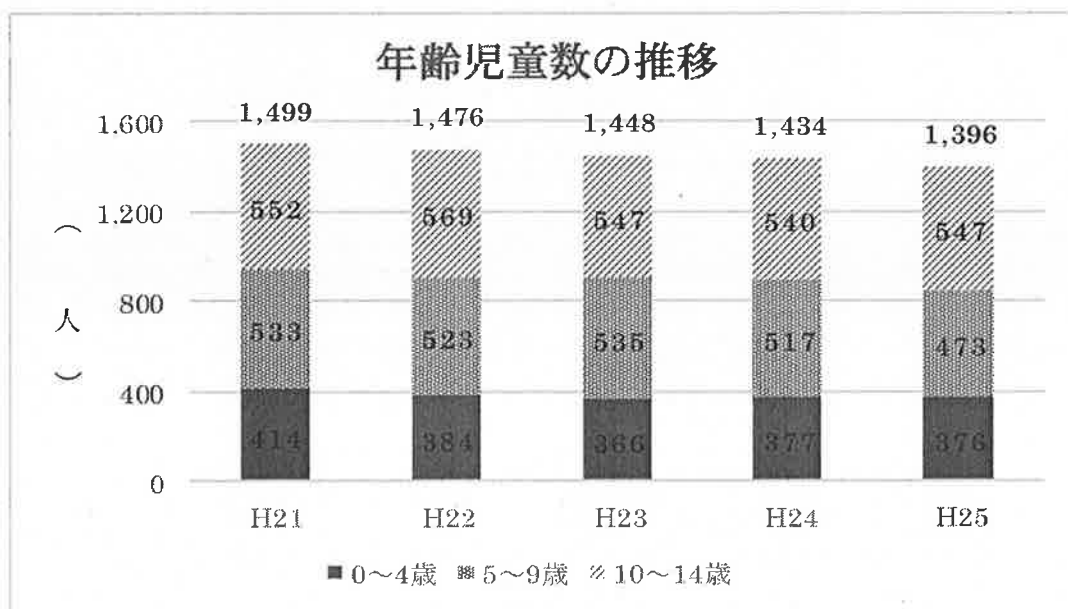
【年齢3区分人口の推移】（資料：住民基本台帳 各年3月末現在）

本町の人口は、平成21年～平成25年の5年間で、345人（2.9%）の減少となっています。3区分別の状況は、15歳未満が101人（6.75%）の減、15歳～64歳が459人（6.73%）の減、65歳以上は、215人（6.2%）の増加となっています。



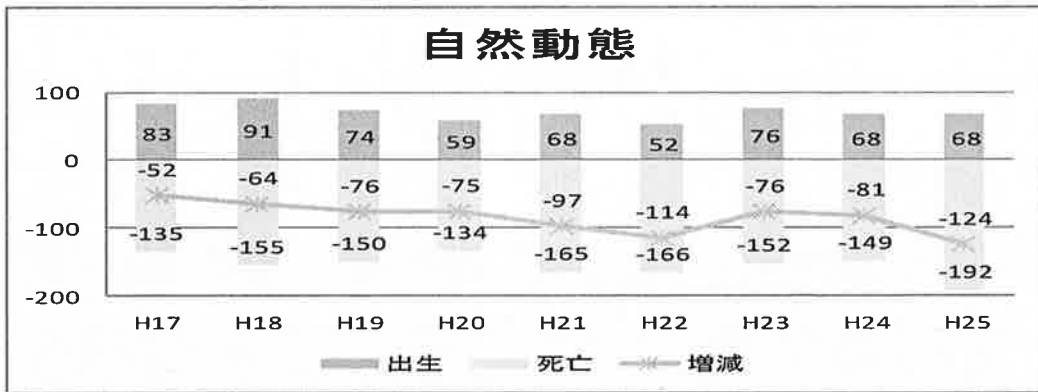
【児童（5歳毎）人口の推移】（資料：住民基本台帳 各年3月末現在）

14歳以下の児童の人口は、平成21年～平成25年の5年間で103人（6.87%）減少し、最も減少したのは、5～9歳で60人（11%）の減、0～4歳では、38人（9.2%）の減、10～14歳は、5人（0.9%）の減となっています。

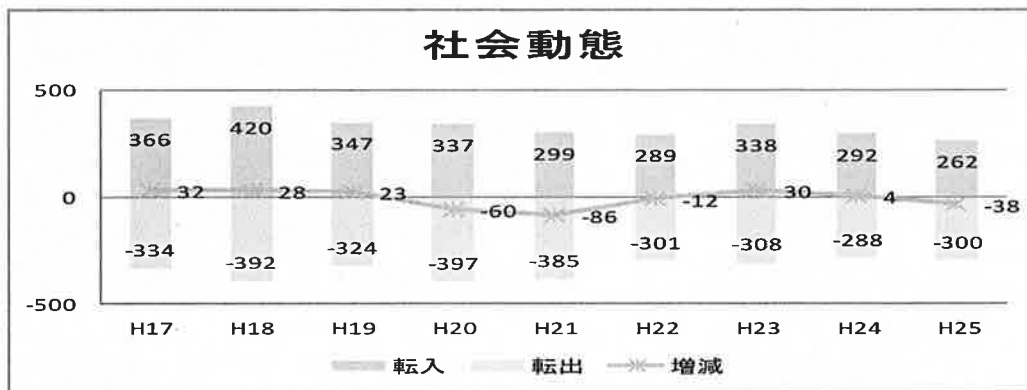


【人口動態】

出生数と死亡数の動向は、死亡数が出生数を大きく上回っており、自然増減数は減少傾向にあります。

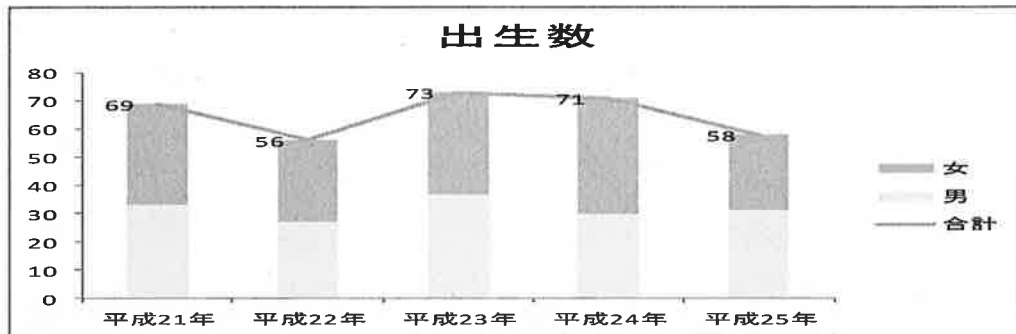


社会動態（転入と転出）の動向も、転出者が転入者を上回っており減少傾向にあります。



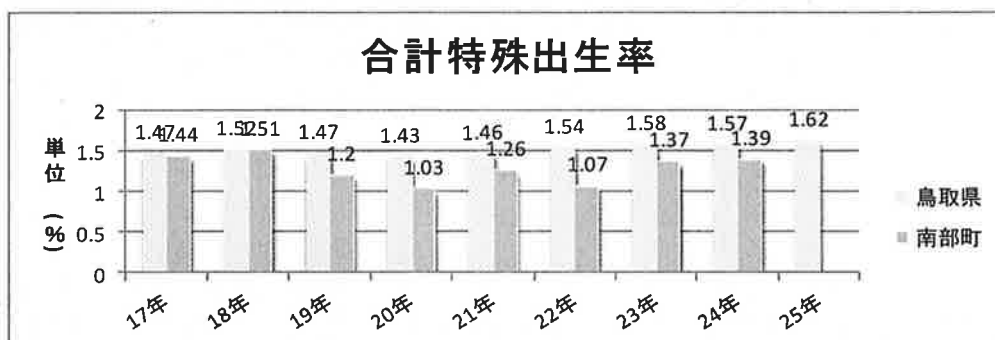
【出生数】（資料：鳥取県人口動態統計）

平成 21 年～平成 25 年の 5 年間の出生数は、50 人～70 人前後で推移しています。



【合計特殊出生率】（資料：鳥取県人口動態統計）

本町の合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）は、平成 19 年以降、鳥取県平均を下回ったまま推移しています。



## 2. 子育て支援施策の実施状況

(1) 保育サービス等の状況（平成26年4月1日現在）

### 【保育園の状況】

保育園の概要（平成26年4月1日現在）

保育所名	定員	開所時間	受入年齢	特別保育事業					
				延長	乳児	障がい児	休日	一時	親観
さくら保育園	90人	7:00～19:00	6か月～	○	○	○			
つくし保育園	120人	7:00～19:00	6か月～	○	○	○			
ひまわり保育園	60人	7:30～18:30	6か月～		○	○			
すみれ保育園※	120人	7:30～18:30	1歳～			○		○	

※すみれ保育園は、平成26年度末より認定こども園「すみれこども園」に移行予定

### 保育園利用児童の推移

保育所名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
さくら保育園	64	64	68	72	77
つくし保育園	122	124	126	114	126
ひまわり保育園	57	69	65	61	54
すみれ保育園	91	95	80	83	90

※各年度の4月1日現在の利用児童数（人）

### 【放課後児童クラブの状況】

放課後児童クラブの概要（平成26年4月1日現在）

児童クラブ名	定員	開所時間
あいみ児童クラブ	60人	月曜～金曜日 14:00～18:30 第1・3土曜日・長期休業中 8:00～18:30
ひまわり学級	60人	
東西町放課後児童クラブ	20人	

### 放課後児童クラブ利用登録児童の推移

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	か所数
平成23年度	37	38	20	17	3	1	116	2か所
平成24年度	31	36	29	12	1	1	110	3か所
平成25年度	47	32	24	17	0	1	121	3か所

※各年度の3月現在の登録児童数（人）

### 放課後児童クラブ別利用登録児童の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
あいみ児童クラブ	40	27	36
ひまわり学級	76	73	67
東西町放課後児童クラブ	—	10	18

※各年度の3月現在の登録児童数（人）

【子育て総合支援センターの利用状況】

子育て総合支援センター利用者の推移(大人子ども・町外利用含む)

	利用者数(人)	開所日数(日)	一日平均利用(人)
平成22年度	6,939	291	23.84
平成23年度	5,785	292	19.81
平成24年度	5,300	290	18.27
平成25年度	6,150	292	21.06

【ファミリー・サポート・センターの利用状況】

ファミリー・サポート・センターの活動実績の推移

	会員数(人)	活動実績(日)
平成22年度	80	25
平成23年度	91	39
平成24年度	88	44
平成25年度	91	14

【病児・病後児保育の利用状況】

病児・病後児保育施設の利用者の推移(人)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
95	131	106	83

【乳児家庭全戸訪問事業の状況】

乳児家庭全戸訪問事業 訪問件数の推移(件)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
61	66	71	70



## (2) 子育て支援施策の実施状況

次世代育成支援行動計画「南部町子育て支援プラン」の進捗状況は、下記のとおりです。

### 子育て支援サービス（特定事業）の目標値と実施状況

項目	H26 目標	実績					比較 (H25-目標)
		H22	H23	H24	H25	H26	
通常保育事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	0か所
乳児保育事業	3園	2園	2園	3園	3園	3園	0園
延長保育事業	2園	2園	2園	2園	2園	2園	0園
病後児保育事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	0か所
地域子育て支援拠点事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
ファミリー・サポート事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
放課後児童健全育成事業	3か所利用登録率 30%	29.6%	30.8%	29.8%	32.8%	34.1%	2.8%

### 個別事業の成果目標と実施状況

項目	H26 目標	実績					比較 (H25-目標)
		H22	H23	H24	H25	H26	
妊婦健診の助成	実施率 100%	100%	100%	100%	100%	実施中	0%
母性健康管理指導 連絡カードの活用	実施率 100%	100%	100%	100%	100%	実施中	0%
産婦訪問指導	実施率 95%	100%	100%	100%	100%	実施中	5%
新生児訪問指導	実施率 100%	100%	100%	100%	100%	実施中	0%
病後児保育事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	0か所
乳幼児健診	実施率 100%	100%	100%	100%	100%	実施中	0%
ブックスタート事業	7か月児 100%	100%	100%	100%	100%	実施中	0%
離乳食指導	12回/年	12回	12回	12回	12回	実施中	0回
子育て親子教室	4回/年	未実施	未実施	未実施	未実施	6回/年	未実施

### 3. アンケート結果の概要

本計画策定の基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の状況や、今後の利用希望、意見等を把握するために、以下のアンケート調査を実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート（未就学児童の保護者対象）
- 上学年児童の放課後の居場所に関するアンケート（小学4年～6年児童と保護者対象）

#### 【子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート】

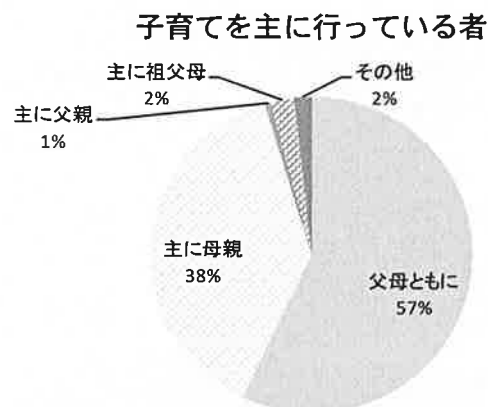
##### (1) 調査の概要

- 目的：保護者の就労状況やサービス利用の実態、今後の利用希望、子育てに関する意識や意見の把握
- 期間：平成25年10月28日～平成25年11月12日
- 対象：町内在住の0歳～年長児を養育する356世帯・児童数496人
- 方法：配布 町立保育園又は郵送  
回収 子育て支援センター・保育園設置の回収箱又は郵送

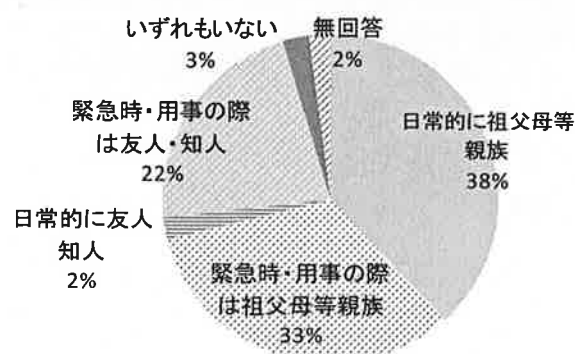
##### (2) 回収結果

対象世帯	配布件数	回収件数	回収率
会見地区	123	69	56.1%
西伯地区	233	98	42.06%
計	356	169 (無回答含)	47.47% (無回答含)

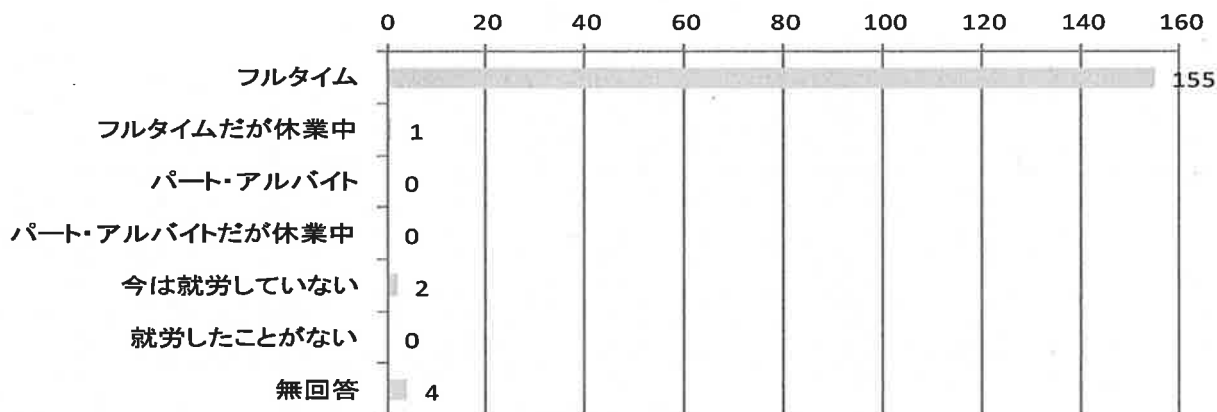
##### (3) 主な調査結果



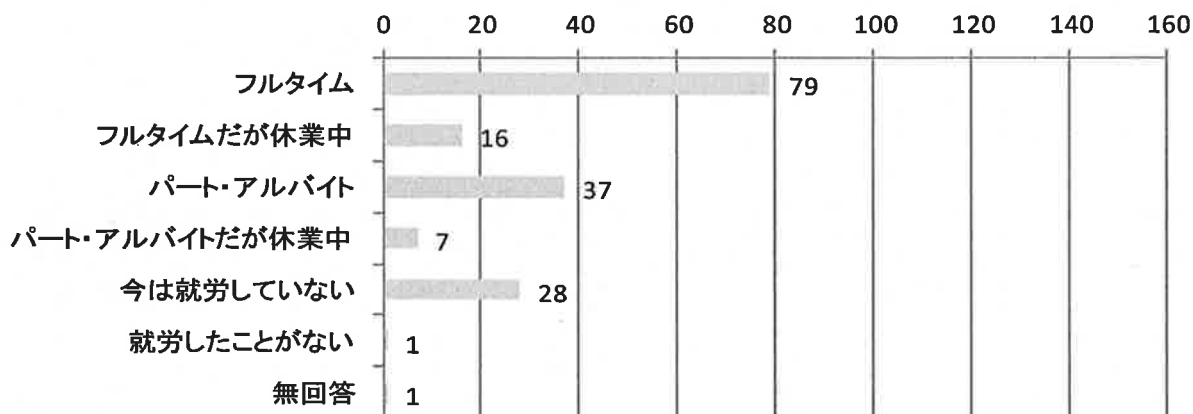
##### 日頃、子どもを見てもらえる親族や知人の有無



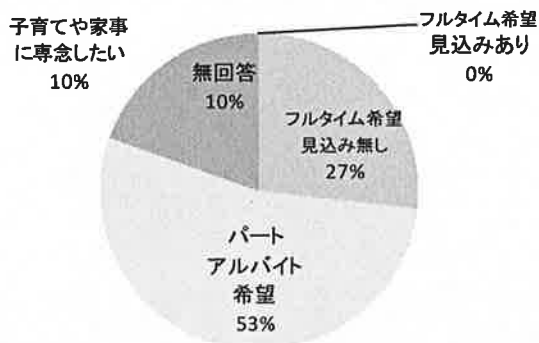
### 父親の就労状況



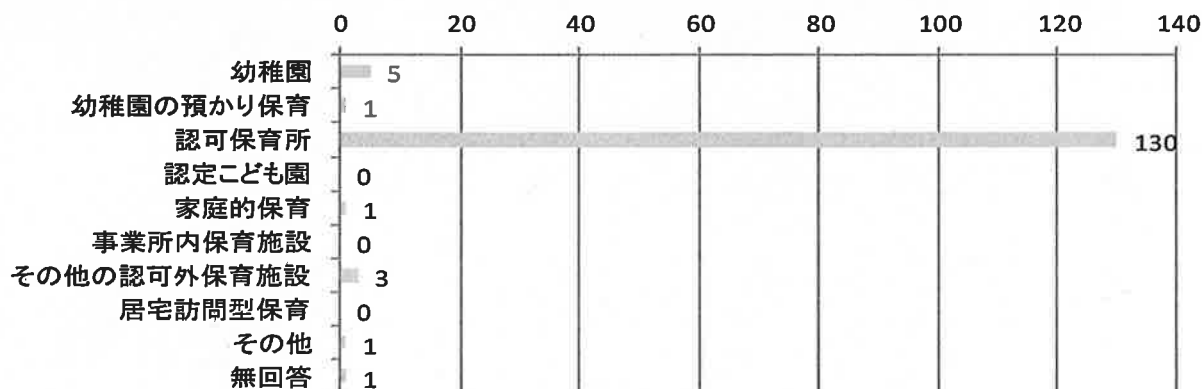
### 母親の就労状況



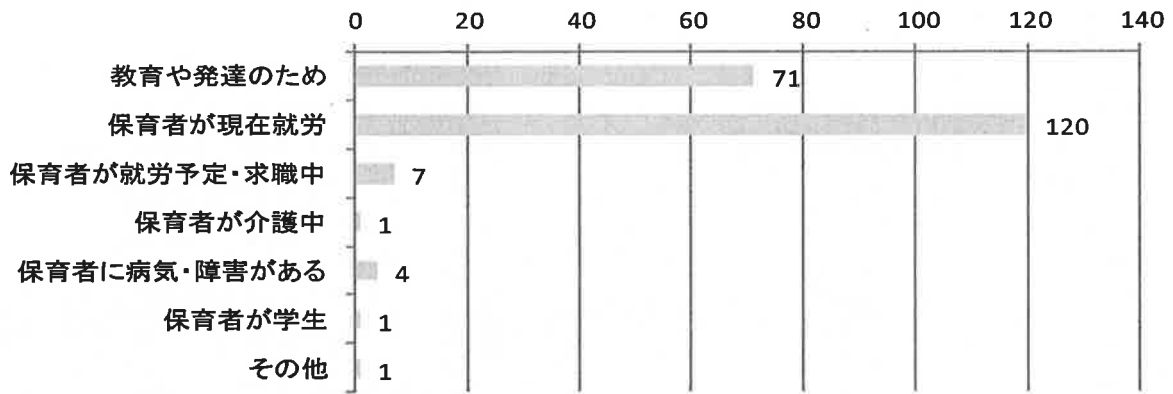
### パート・アルバイトしている母親のフルタイムへの転換希望



### 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



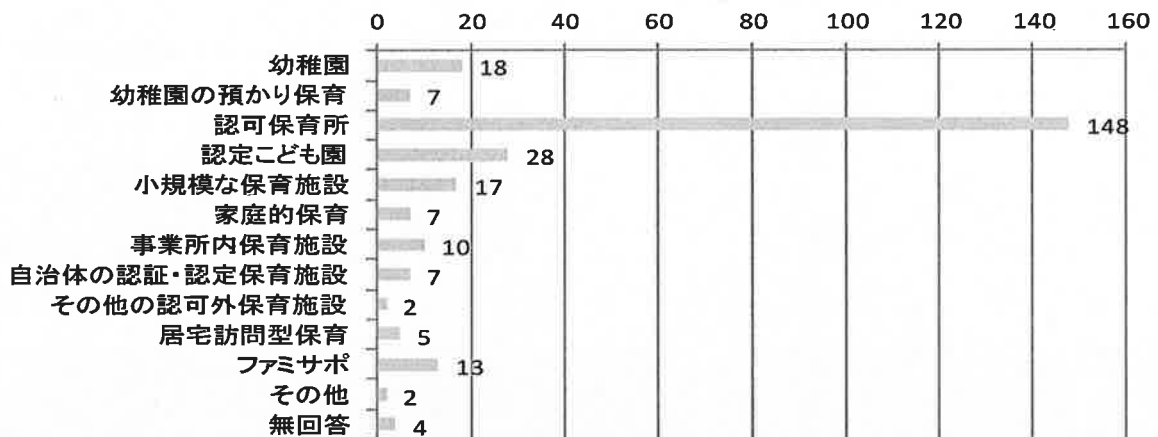
### 教育・保育事業を利用する理由（複数回答）



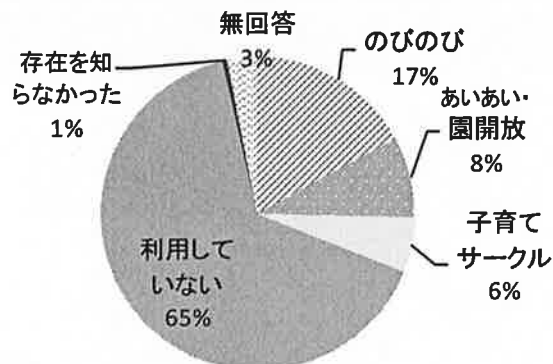
### 教育・保育事業を利用しない理由（複数回答）



### 今後定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）



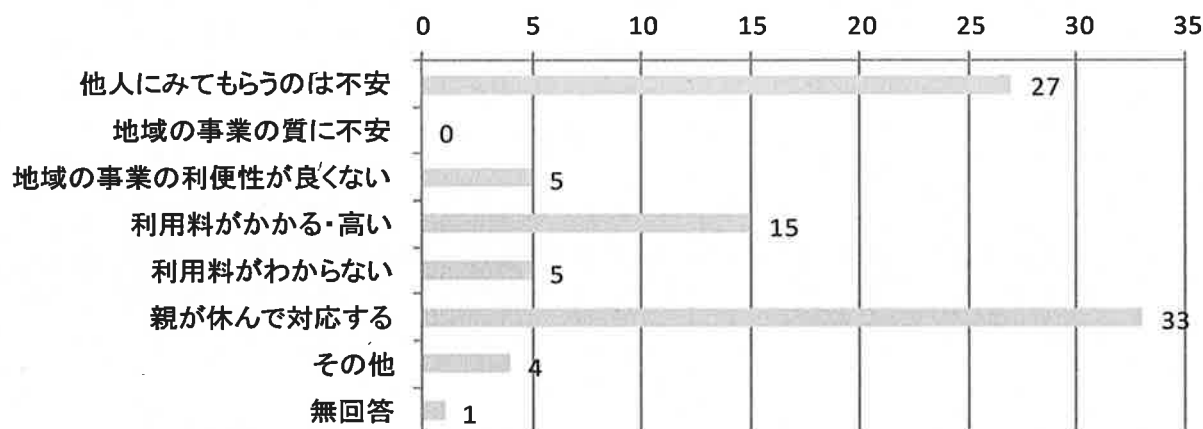
### 地域の子育て支援事業の利用状況



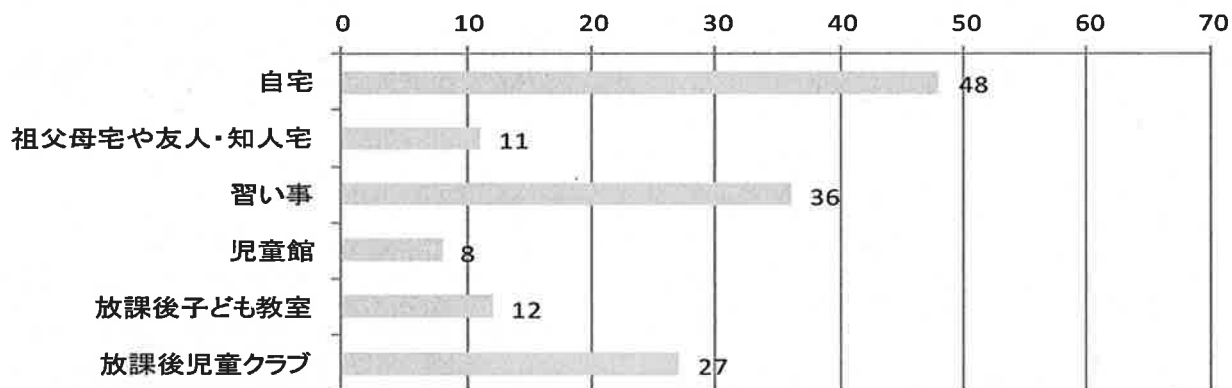
## 病児・病後児保育の利用希望



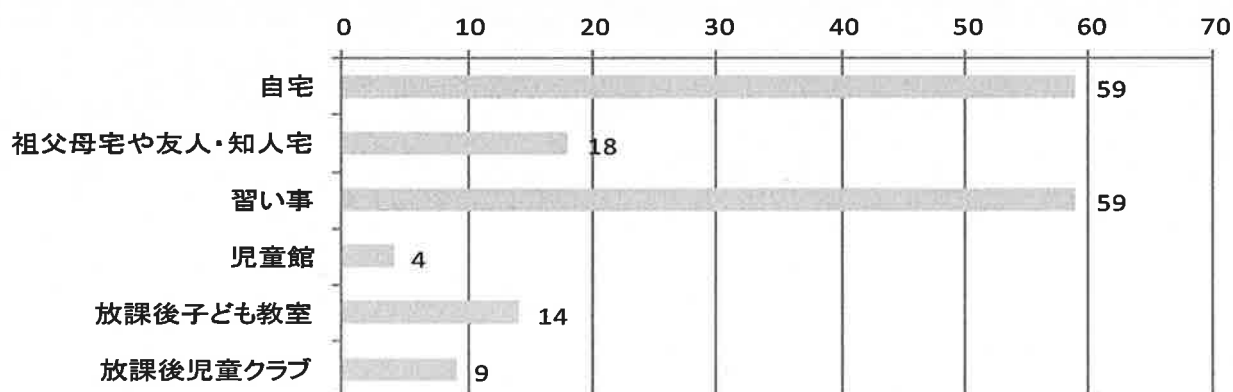
## 病児・病後児保育を利用したいと思わない理由



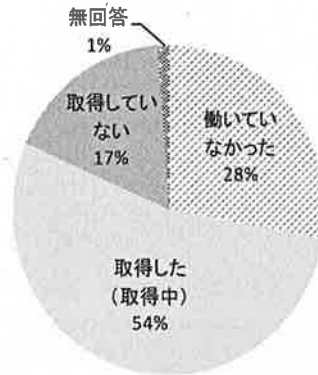
## 小学校低学年のうち放課後に過ごさせたい場所（未就学児の保護者の希望）



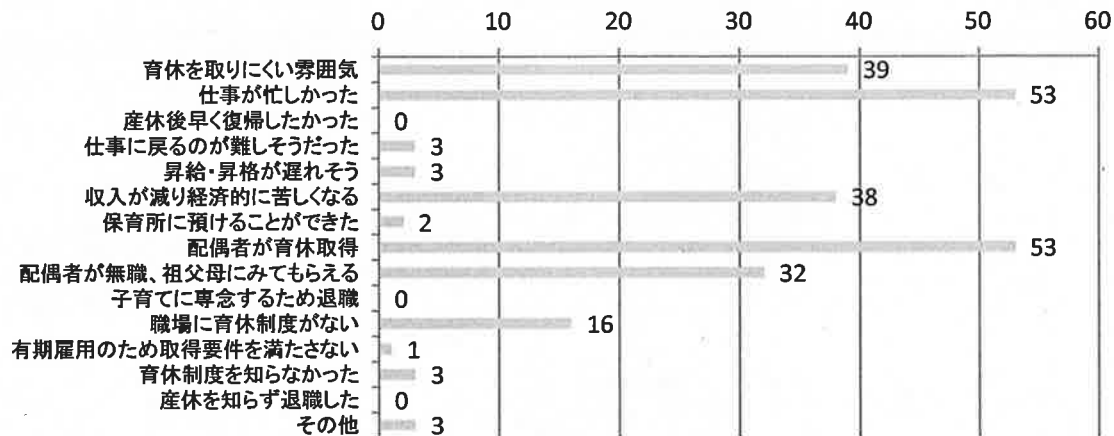
## 小学校高学年のうち放課後に過ごさせたい場所（未就学児の保護者の希望）



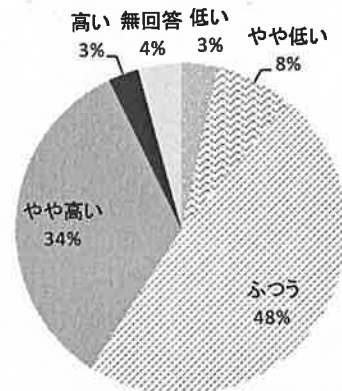
### 母親の育児休業の取得状況



### 育児休業を取得していない母親の理由



### 南部町における子育て環境に関する満足度



### 子育てをするうえで必要だと思うサポート（自由記述）

保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育時間に関すること (2件)</li> <li>・ 保育の内容に関すること (1件)</li> <li>・ 延長保育に関すること (1件)</li> <li>・ 休日保育に関すること (2件)</li> <li>・ 一時保育に関すること (4件)</li> <li>・ 病児病後児保育に関すること (4件)</li> </ul>
教育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 習い事に関する情報提供 (1件)</li> </ul>
子育て環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気軽に悩みを相談できる場の確保 (4件)</li> <li>・ 緊急時に預けられる場の確保 (3件)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の土日実施（1件）</li> <li>・ベビーシッター保育（1件）</li> <li>・地域での見守り（3件）</li> </ul>
子どもの居場所に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等の遊び場の確保（6件）</li> <li>・放課後の居場所の確保（1件）</li> <li>・歩行者用道路の拡大（1件）</li> </ul>
助成制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種ほかの負担軽減（2件）</li> </ul>
子育て関連行事に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事内容の充実（2件）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する理解や意識の向上（2件）</li> <li>・ひとり親家庭への理解や支援（1件）</li> <li>・祖父母の理解と意識の醸成（1件）</li> </ul>

### 子育て環境や支援についての意見（自由記述）

保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園の指導内容に関すること（1件）</li> <li>・土曜の延長保育に関すること（1件）</li> <li>・育児休業後の受入体制、復職支援に関すること（3件）</li> <li>・園児の受入体制に関すること（4件）</li> <li>・延長保育の希望（1件）</li> <li>・休日保育の希望（1件）</li> <li>・園や学校の対応に関すること（2件）</li> </ul>
学童保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象家庭の基準に関すること（1件）</li> <li>・施設や指導の質の向上に関すること（1件）</li> <li>・盆休みの実施について（1件）</li> <li>・申込み手続きに関すること（1件）</li> </ul>
一時保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園等での実施の希望（6件）</li> </ul>
病児・病後児保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内での実施希望（3件）</li> <li>・保育園での実施希望（1件）</li> <li>・町外利用施設の拡大（1件）</li> <li>・低料金での実施希望（1件）</li> </ul>
保健・医療に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費助成に関すること（4件）</li> <li>・子どもの健診の実施時間に関すること（1件）</li> </ul>
子育て環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土日の預かり場所の確保について（1件）</li> <li>・情報提供に関すること（1件）</li> <li>・満足していること（3件）</li> </ul>
子どもの居場所に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの遊び場、放課後の居場所の確保（7件）</li> <li>・満足していること（1件）</li> </ul>
制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的負担軽減の希望（6件）</li> <li>・育児休業制度の充実（2件）</li> </ul>
教育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町外からの小学校入学への配慮について（1件）</li> <li>・バス通学に関すること（1件）</li> <li>・通学路の安全に関すること（1件）</li> <li>・中学校の学校選択制について（1件）</li> </ul>
子育て関連行事に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事の内容について（1件）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知について（1件）</li> <li>・母親の負担感について（1件）</li> </ul>

## 【上学年児童の放課後の居場所に関するアンケート】

### (1) 調査の概要

- 目的：小学4年～6年児童と保護者の放課後の過ごし方の希望を把握するため
- 期間：平成26年5月22日～6月6日
- 対象：町立小学校に在籍する小学4年～6年児童と保護者 児童数280人
- 方法：児童は、小学校において配布、回収  
保護者は、小学校を通じて配布、回収

### (2) 回収結果

#### 【会見小学校・会見第二小学校】

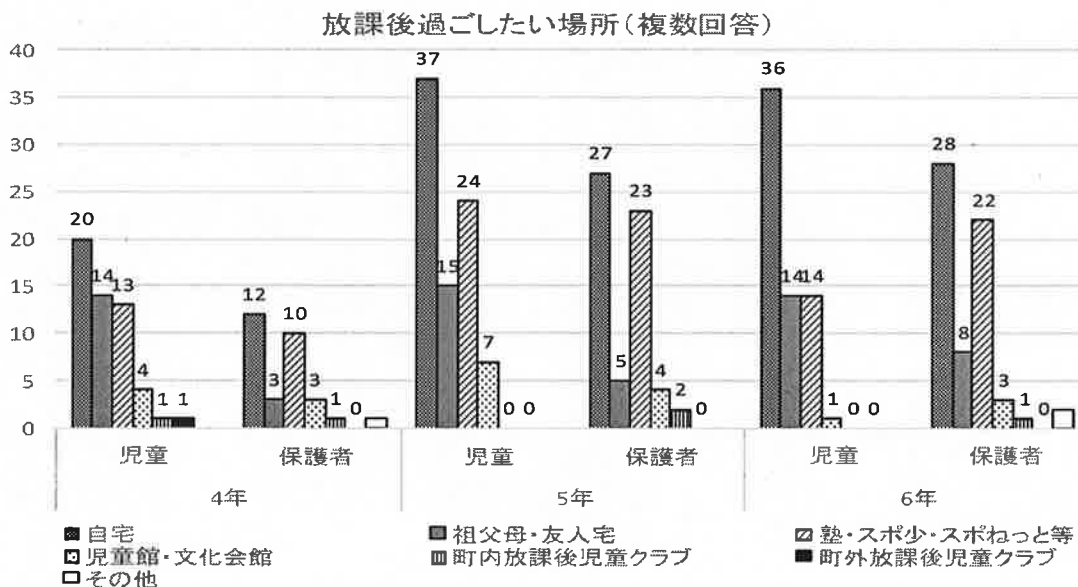
学年	4年		5年		6年	
	児童	保護者	児童	保護者	児童	保護者
回答者	児童	保護者	児童	保護者	児童	保護者
回答数	23	21	43	37	39	33
児童数	23	23	43	43	39	39
回答率	100%	91%	100%	86%	100%	85%

#### 【西伯小学校】

学年	4年		5年		6年	
	児童	保護者	児童	保護者	児童	保護者
回答者	児童	保護者	児童	保護者	児童	保護者
回答数	68	62	78	60	65	58
児童数	68	68	79	79	67	67
回答率	100%	91%	99%	76%	97%	87%

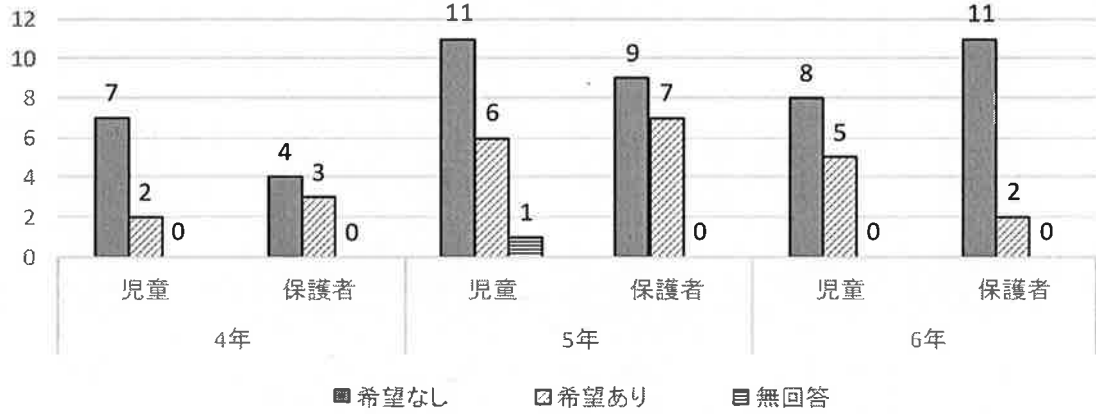
### (3) 主な調査結果

#### 【会見小学校・会見第二小学校】※グラフ内の数字は回答数

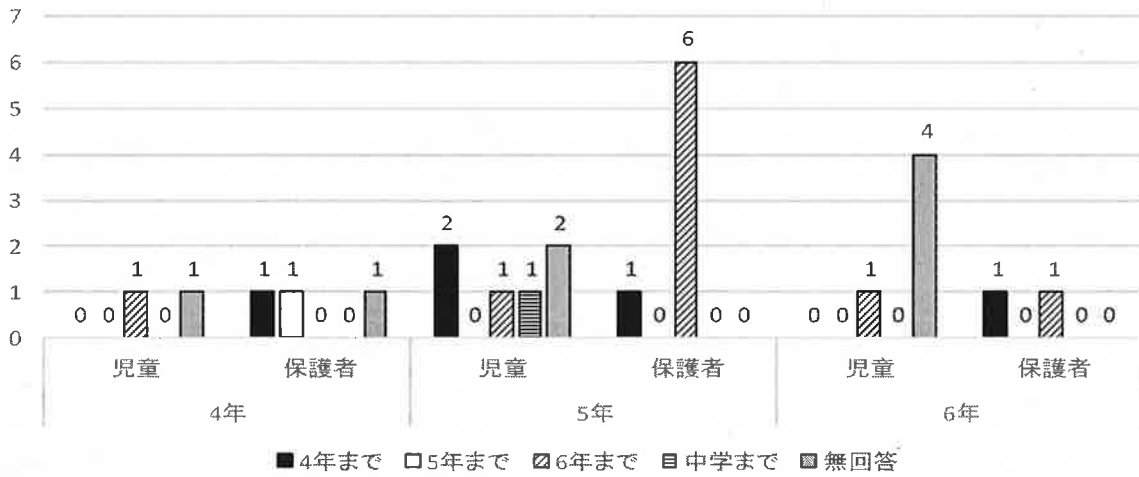




利用経験者の上学年の利用希望

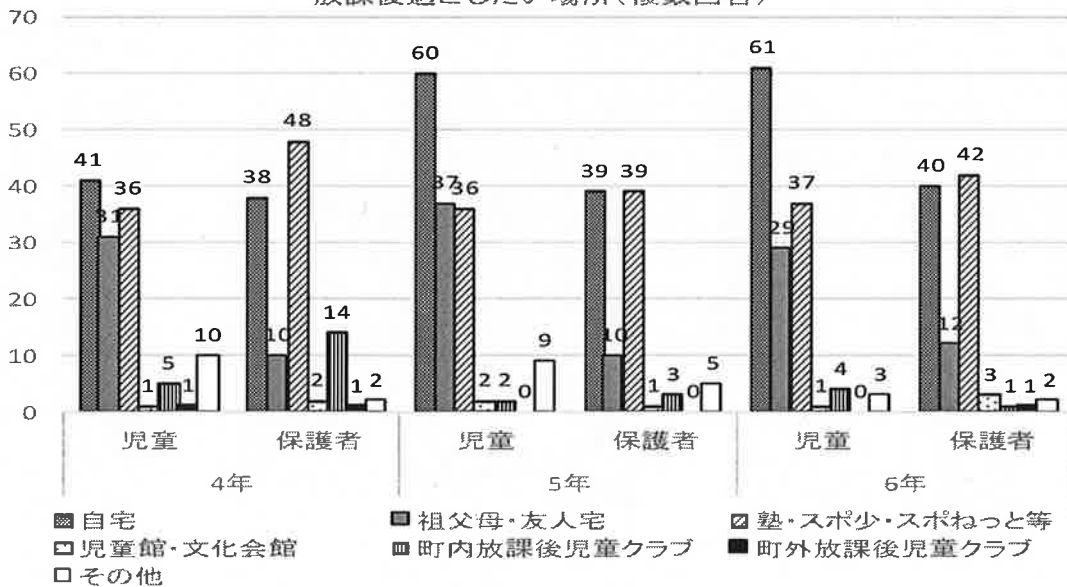


利用希望学年

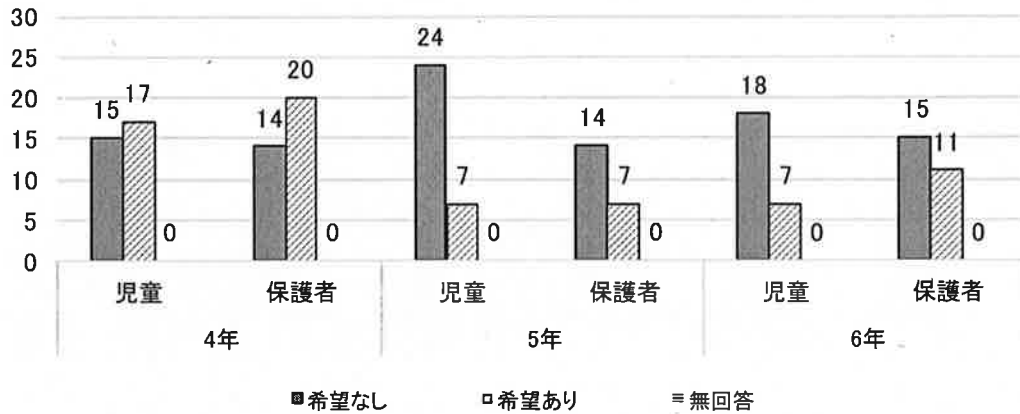


【西伯小学校】 ※グラフ内の数字は回答数

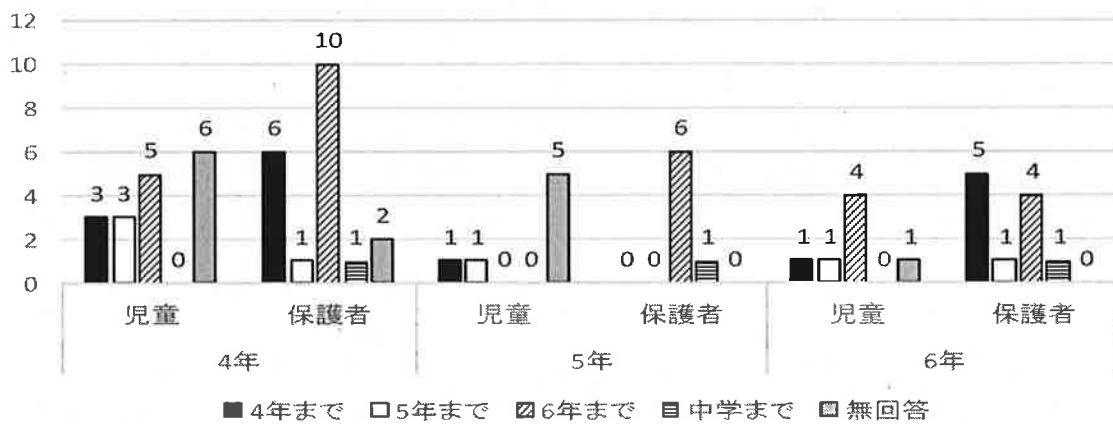
放課後過ごしたい場所(複数回答)



利用経験者の上学年の利用希望



利用希望学年



放課後に子どもの過ごす環境や支援についての意見等（自由記述）

放課後の過ごし方に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年に応じた過ごし方（4件）</li> <li>・安全に待機できる場所ほか（4件）</li> <li>・友人と遊ぶ時間や場所の確保（4件）</li> <li>・児童館等自由に遊べる居場所の確保（3件）</li> <li>・図書館の充実ほか（3件）</li> <li>・公園等の遊び場の確保（2件）</li> <li>・地域の公民館、地域振興協議会の協力など（3件）</li> <li>・家庭学習や家の手伝いほか（2件）</li> <li>・自然環境を活かした活動の充実（2件）</li> <li>・習い事やスポねっとの活用（2件）</li> <li>・公共施設での過ごし方のマナー（1件）</li> <li>・バスの時間に関すること（1件）</li> <li>・帰宅途中の居場所の確認の不安（1件）</li> <li>・地域での見守りや声かけに関すること（1件）</li> </ul>
放課後児童クラブに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営に関すること（3件）</li> <li>・指導に関すること（2件）</li> <li>・対象学年に関すること（4件）</li> <li>・利用料に関すること（2件）</li> </ul>

#### 4. 南部町の子ども・子育て支援の課題

次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づく事業の実施状況、アンケート調査結果等から、本町の子ども・子育て支援の課題は、以下のとおりと考えます。

##### (1) 子育て家庭を中心とした包括的な支援体制

- インターネット等の普及により、情報がたやすく手に入る環境になった一方で、多くの情報の中から適切な情報を選択する力、判断する力が個人に求められています。また、ソーシャルネットワークの普及が、新たな育児不安の要因となっている一面もあります。
- 核家族化や少子化により、地域とのつながりが希薄になった環境の中で、保護者が一人で不安や悩みを抱え孤立することのないよう、子ども同士を遊ばせながら気軽に話し合える場や、気軽に相談できる場が重要になっています。保護者が抱える疑問や悩みを適切に解決できるよう、的確な情報提供を行い、必要な支援につなげていけるよう、情報提供や相談支援体制の構築が求められています。
- 妊娠、出産、子育ての各ステージにおける相談支援が、行政や関係機関からの単なる情報提供にとどまらないよう、支援の連続性が子どもと保護者に実感できる、子育て家庭を中心とした「切れ目のない支援」となることが必要です。
- 子育て支援の中心となる、子どもと保護者の動線を意識した支援の体制の構築が課題であるといえます。

##### (2) 多様化する保育ニーズへの対応

- 保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズも多様化しています。保護者の多様な就労時間に対応できる延長保育の充実や、休日保育のニーズについても検討が必要です。
- 病児・病後児保育は、必要な家庭が利用しやすい体制整備が求められています。
- 保護者の子育ての負担軽減のための、私用やリフレッシュ等に対応できる一時保育のニーズも高まっています。
- 保育ニーズの多様化に伴い、保育園における受入体制を整備するための、保育を行う人材の確保が課題となっています。
- 核家族やひとり親家庭では、保護者の急用、病気等による支援が必要となった際に、ファミリー・サポート・センターによるサービスやショートステイなどのニーズが増えるものと予測されます。
- 保護者が幼児期の保育・教育に期待する質のニーズも高まっています。個々の子どもの発達を保障し、最大限の能力を引き出すことができるよう、地域から信頼され、期待される園、学校づくりが求められています。

##### (3) 放課後児童の居場所の確保

- 放課後の過ごし方についての希望は、子どもの成長段階に応じて、また、子ども自身と保護者によっても若干ニーズが異なりますが、共通する課題は、放課後の居場所として、子どもたちが安心安全に過ごせる環境の整備です。放課後児童クラブの充実の

ほか、児童館、公園等、子どもたちが安心して遊べる場所の確保が課題です。

- 放課後児童クラブは、高学年においても一定のニーズはありと見込まれ、クラブでの過ごし方についても、子どもの成長段階に応じた内容の充実が求められています。今後は、対象が小学生となることから、受け入れ体制の整備と質の向上、指導員の人材の確保が課題となります。

#### (4) 仕事と子育ての両立支援

- 共働きの家庭が増加する一方で、父親も母親も長時間就労をしながら子育てしている家庭が多いことが明らかになりました。男女を問わず、仕事と生活の調和を図ることが課題です。
- 働く人が子どもを産み育てやすい環境をつくるためには、保育施設の確保や子育ての負担軽減等のサービスの充実を図る一方で、働く職場や働く人自身の意識改革によって、働き方の見直しを行うことが重要です。
- 男性の育児参加意識の醸成により、男女が協力して子育てできる環境を整えることが求められています。

#### (5) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への働きかけ

- 特別な支援を必要とする児童や家庭は増加傾向にあり、家庭の抱える問題は、多様化、複雑化しています。より専門的な支援を行うための人材の育成や確保、関係機関の緊密な連携が課題となっています。
- 児童虐待については、早期発見、未然防止を行うため、関係機関の役割分担と緊密な連携が求められています。
- ひとり親家庭は年々増加傾向にあり、経済的支援、生活支援、就労支援等を継続的に行っていく必要があります。
- 障がい児に対する施策は、町の障害福祉計画との連携により、障がいの有無に関わらず、地域の中で共に育ち合う環境を整備することが必要です。
- 特別な支援を必要とする子どもや家庭への働きかけについても、支援を要する家庭を中心にした包括的な支援と連続性を意識した体制づくりが求められています。

#### (6) 少子化対策の推進

- 少子化や核家族の進行による孤立した子育て等の本町が抱える課題を解決していくためには、子育て支援を充実させることが重要です。
- 少子化に歯止めをかけ、地域活性化につながるよう、町全体で少子化対策と子育て支援を進めていくための体制づくりが求められています。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

平成17年度に策定した南部町次世代育成支援行動計画においては、「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」を地域全体で育むため、「子どもは地域の宝」であるという理念の下、子育て家庭を応援し、将来親になる世代が希望をもって子どもを産み育てることのできる環境づくりを目指し、子どもと子育てを支える環境整備等を行ってきました。

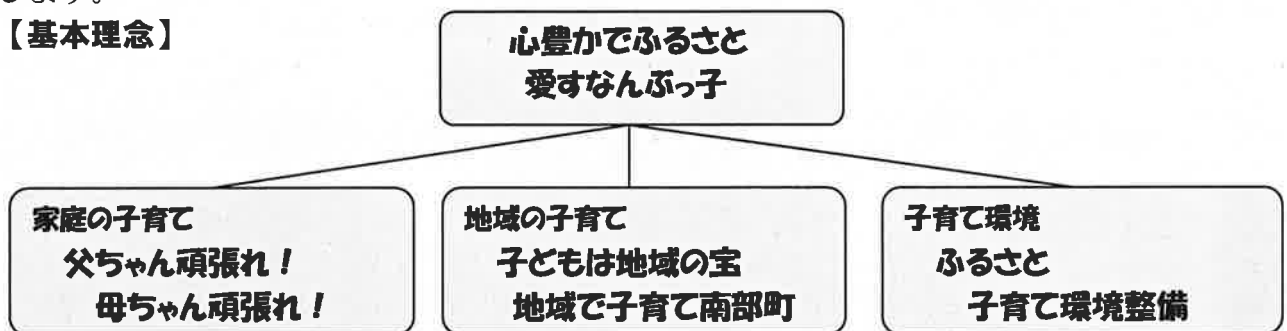
しかし、この取り組みのなかで達成できなかった事業や、実施中の事業においても、ニーズを満たしているか、今後も検討を要する事業があります。

この分析結果を前提とし、南部町の子ども・子育て支援のめざす基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や理念を踏まえながらも、次世代育成支援行動計画がめざす姿を引き継ぐものとします。

地域の宝である子どもたちが、自然豊かなこの南部町でのびのびと心も豊かに育ち、ふるさととなるこの地を愛し、誇りを持てるようなまちづくりを目指し、「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に掲げる、子ども・子育て支援に関する意義や子どもの育ちに関する理念を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするため、また、一人ひとりの子どもの健やかな成長を保証するために、地域社会全体で子ども・子育て家庭を支える取り組みを推進していくものとします。

### 【基本理念】



## 2. 基本目標

基本理念の実現のため、以下の基本目標に基づいて計画の推進を図ります。

基本目標は、次世代育成支援行動計画の施策を今後も町として継続して行うものことから、後期の行動計画の基本目標を引き継ぎ、次のとおり行うものとします。

### 【基本目標】

#### 1. 地域における子育て支援

子育て中の保護者が安心して子育てができ、子どもたちが地域の一員としていきいきと育つ環境を構築するため、地域の中で包括的に子育て家庭を支援する体制づくりに努めます。

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの育ちを地域で支える環境づくり

## 2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てを通じて、健康な子育て環境を確保するため、母子の健康づくり、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

- (1) 母子保健事業と子どもの健康づくり事業
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実

## 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

少子化の進行により、次代の親が減少していくなかで、次代の親が子育てに喜びを感じながら、子どもとともに育ち合えるよう、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します。

- (1) 次代の親の育成
- (2) 地域とともに歩む幼児期の教育・学校教育の推進
- (3) 地域と連携した家庭教育の推進

## 4. 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世代の社会的不安を解消し、安心して生活し、子育てを行うことができるよう、良好な居住環境の整備、安心して外出できる環境の整備等、安心・安全なまちづくりを推進し、子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための環境整備を行います。

- (1) 子育てにとって良好な居住環境の整備
- (2) 安心して外出できる環境の整備

## 5. 仕事と家庭の両立

働く誰もが生活と仕事の調和を保てるよう、企業や事業者への意識啓発、地域における子育て支援、保育サービスの充実により、多様な働き方の実現と、働く人の働き方の見直しを推進し、仕事と家庭の両立を支援します。

- (1) 仕事と子育ての両立の推進
- (2) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

## 6. 子ども等の安全確保

子どもの交通安全を確保するための取組み、子どもを犯罪被害から守るための活動の推進により、犯罪に巻き込まれないだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、子どもと保護者の自覚を高めるための意識啓発等、地域ぐるみで子どもの安全を確保する環境をめざします。

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 犯罪被害から守るための活動推進

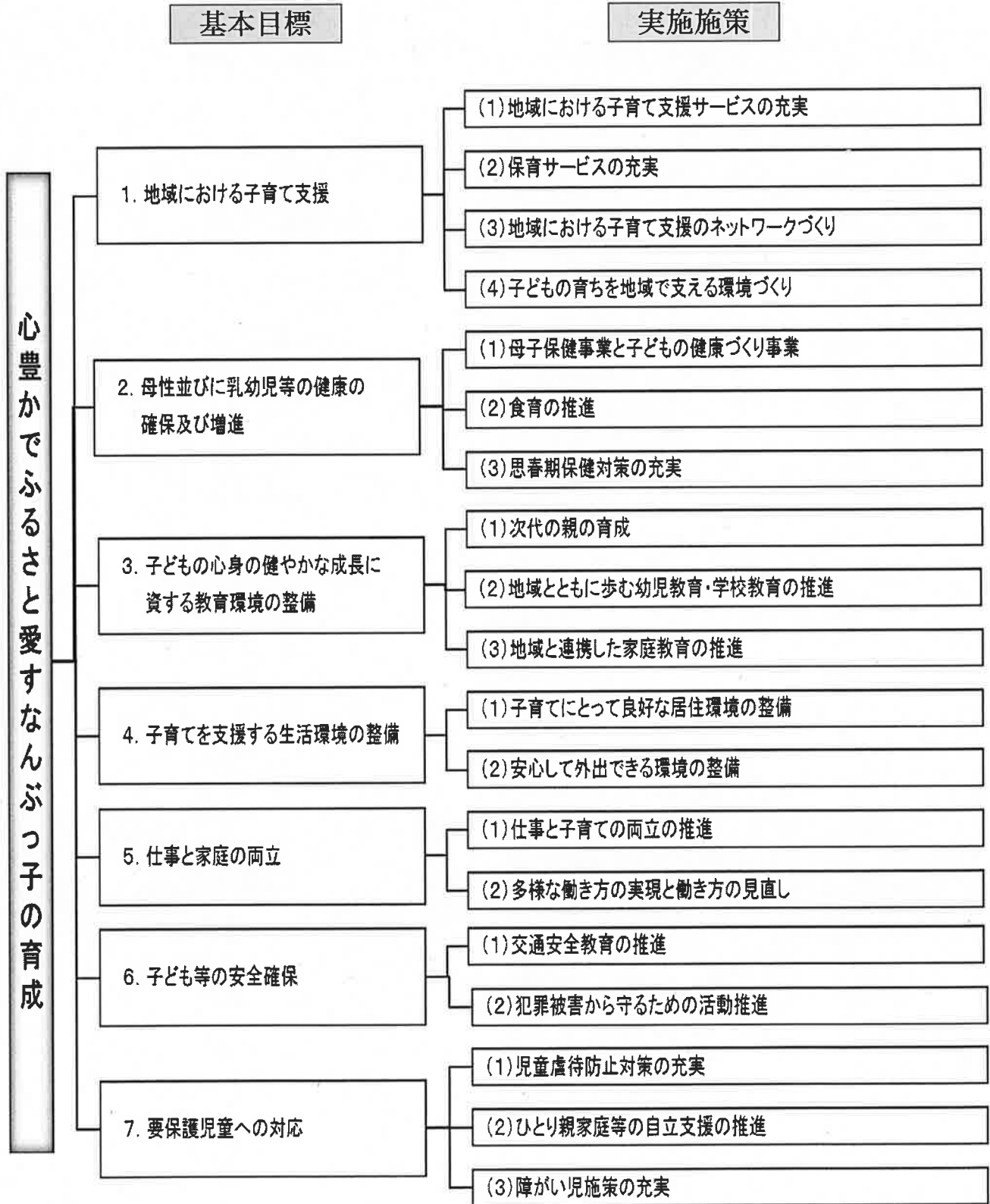
## 7. 要保護児童への対応

支援を必要とする子どもや家庭に対する、児童虐待の早期発見と未然防止対策、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実により、適切な支援を切れ目なく行うことで、支援を要する子どもを地域ぐるみで見守り、すべての子どもが安心して生活できる地域社会をめざします。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

## 第4章 具体的な施策について

この計画は、第2章の現状を踏まえて、第3章の施策の基本的な考え方に沿って、次のような体系とし、具体的な施策を進めます。



## 南部町子ども・子育て支援事業計画 施策体系図

<b>1. 地域における子育て支援</b>	
(1) 地域における	<b>子育て支援サービスの充実</b> ①子育て総合支援センターの充実 ②ファミリー・サポート・センターの充実 ③放課後児童健全育成事業の充実 ④児童館の充実 ⑤子育て支援情報提供の充実 ⑥子育て支援制度の充実 ⑦一時保育事業の実施 ⑧利用者支援事業 ⑨子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑩子育て相談の充実
(2) 保育サービスの	<b>充実</b> ①認定こども園の整備 ②乳児保育事業の実施 ③延長保育事業の実施 ④一時保育事業の実施（再掲） ⑤病児・病後児保育事業の充実 ⑥地域子育て支援事業の充実 ⑦休日保育事業の検討 ⑧幼児教育と学校教育の円滑な接続 ⑨保育の質の向上 ⑩人材の確保と育成 ⑪子育て家庭の経済的負担の軽減
(3) 地域における	<b>子育て支援のネットワークづくり</b> ①子育てに関するネットワークの形成 ②子育てサークルの支援
(4) 子どもの育ち	<b>を地域で支える環境づくり</b> ①子どもの自主的活動の場づくり ②自立心を養い生活リズムの定着を図る取組み ③地域資源を活用した多様な交流と体験活動の推進 ④福祉の心を育てボランティア意欲を高める事業の推進 ⑤地域の高齢者等が参画した世代間交流の推進 ⑥子どもの読書活動推進の取組み
<b>2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進</b>	
(1) 母子保健事業と	<b>子どもの健康づくり事業</b> ①妊婦・出産包括支援事業の実施（南部町版ネウボラ） ②妊婦健康診査の助成 ③母親学級・両親学級の実施 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥不妊治療の支援 ⑦発達段階に応じた健康診査等の充実 ⑧予防接種の実施 ⑨育児相談体制の充実 ⑩療育支援事業の充実 ⑪虫歯予防の推進 ⑫食物アレルギー対策の推進 ⑬基本的な生活習慣の普及啓発
(2) 食育の推進	①栄養相談事業の充実 ②食育教室等の実施 ③幼児期における基本的な食習慣の普及啓発 ④保育園等・学校との連携による食育の推進 ⑤小中学校における食に関する指導の充実 ⑥食育に関する情報提供 ⑦地産地消の推進
(3) 思春期保健対策	<b>の充実</b> ①性教育の充実 ②喫煙・飲酒・薬物等に関する指導の充実 ③学校における教育相談体制の充実 ④携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導



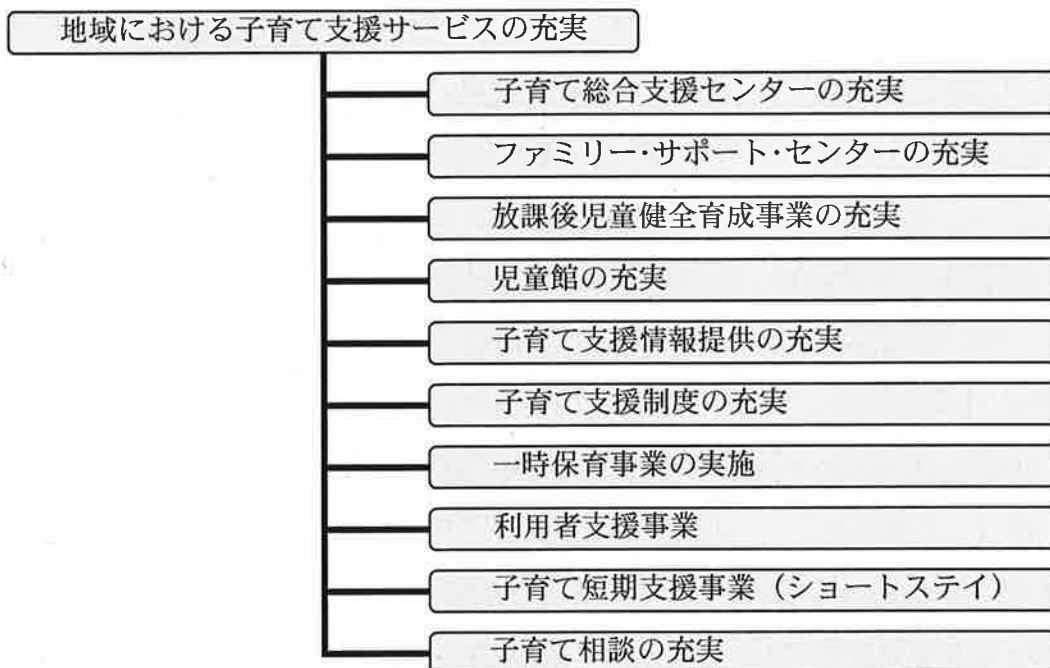
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
(1) 次代の親の育成	①男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意識の啓発 ②乳幼児とふれあう機会づくり ③地域活動事業の推進 ④男女共同参画社会の推進
(2) 地域とともに歩む幼児期の教育・学校教育の推進	①幼児期の教育の充実 ②コミュニティ・スクールを基盤とした学校教育の推進 ③学校・家庭・地域が協働した学力向上の推進 ④保・小・中15年間を見通した教育活動の実践
(3) 地域と連携した家庭教育の推進	①家庭の教育力向上の支援 ②地域の教育力向上の推進 ③地域ぐるみで取り組む「徳育」の推進
4. 子育てを支援する生活環境の整備	
(1) 子育てにとって良好な居住環境の整備	①定住施策の推進 ②若者に魅力あるふるさとづくりの推進
(2) 安心して外出できる環境の整備	①生活道路の整備推進 ②公共施設における子育てバリアフリーの推進 ③子どもの遊び場の確保 ④受動喫煙防止対策の推進
5. 仕事と家庭の両立	
(1) 仕事と子育ての両立の推進	①保護者への情報提供・啓発 ②企業や地域への情報提供・啓発 ③男女共同参画社会の推進（再掲） ④保育サービス等の充実 ⑤子育て支援サービスの充実 ⑥放課後児童の居場所の確保 ⑦産休及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の支援
(2) 多様な働き方の実現と働き方の見直し	①男女共同参画社会の推進（再掲） ②企業や地域への啓発・広報（再掲） ③男性の育児参加推進事業の充実
6. 子ども等の安全確保	
(1) 交通安全教育の推進	①交通安全施設等の整備 ②交通安全教室等の実施 ③交通安全啓発の強化 ④チャイルドシート・ヘルメット着用促進 ⑤チャイルドシート購入助成
(2) 犯罪被害から守るための活動推進	①防犯対策の情報提供と意識啓発 ②防犯体制の整備 ③防犯施設の整備 ④携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導（再掲） ⑤被害にあった子どもへの支援 ⑥有害サイトなどから子どもを守る活動の推進
7. 要保護児童への対応	
(1) 児童虐待防止対策の充実	①家庭児童相談体制の充実 ②児童虐待防止ネットワークの充実 ③育児不安を抱える家庭への支援
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	①ひとり親家庭等への支援制度の充実 ②保育利用等に関する支援 ③相談体制の充実
(3) 障がい児施策の充実	①相談支援体制の充実 ②障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見 ③早期療育と保育の実施 ④特別支援教育の充実 ⑤卒業後の支援 ⑥障がい福祉サービス等の制度の周知と充実

## 1. 地域における子育て支援

子育て中の保護者が安心して子育てができ、子どもたちが地域の一員としていきいきと育つ環境を構築するため、地域の中で包括的に子育て家庭を支援する体制づくりに努めます。

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、きめ細やかなサービスの提供に努めます。



#### 主な施策と概要

施策	概要
子育て総合支援センターの充実	地域における子育て支援の拠点として、子育て総合支援センターの充実と関係機関との連携を図ります。
ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターの円滑な運営を図り、ニーズに対応するための質の向上と認知度の向上に努めます。
放課後児童健全育成事業の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象とした児童の健全育成事業を充実させます。
児童館の充実	児童館の円滑な運営を行い、児童の適切な遊びと生活の環境を整え、その健康を増進し、情操を豊かにすることに努めます。法勝寺中学校区児童館の早期開設を目指します。町内全児童館の施設整備と運営の充実に努めます。
子育て支援情報提供の充実	子育て家庭が必要な情報を得られるよう、情報誌、ホームページ等のほか、子育て専用サイトを活用した効率的な情報提供に努めます。
子育て支援制度の充実	誕生祝金、通園世帯燃料費補助、保育料負担軽減、病児病後児保育利用料負担軽減、高校等通学定期券購入補助等、子育て家庭を支援する制度の充実に努めます。

一時保育事業の実施	保護者の病気やけが、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で家庭で保育ができない場合に、児童を一時的に預かる一時保育事業を行います。
利用者支援事業	子どもや保護者が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート等を行います。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気等で児童の養育ができない場合に、児童養護施設等において短期間児童を預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を行います。町外施設で受入可能な範囲で対応できるよう、体制整備を図ります。
子育て相談の充実	保健師と管理栄養士による乳幼児相談のほか、乳児健診時、役場窓口等において、気軽に相談できる体制を充実させます。

## （２） 保育サービスの充実

核家族や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の変化等、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ります。



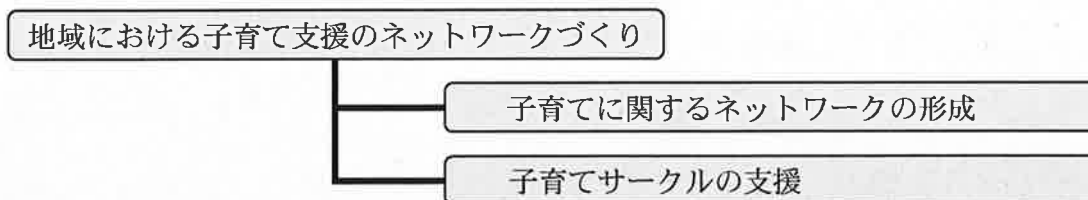
### 主な施策と概要

施策	概要
認定こども園の整備	保護者の就労状況にかかわらず、より身近な施設で子どもたちが質の高い幼児期の教育・保育を一体的に受けられるよう環境の整備を図ります。
乳児保育事業の実施	0歳児（生後6か月以降）の保育を実施することによって、保護者の就労の支援と児童の健全育成を図ります。町内すべての保育園と認定こども園において実施できる体制の維持に努めます。
延長保育事業の実施	保護者の就労時間に柔軟に対応できるよう、保育時間の延長を行います。継続的にサービスを提供できる体制維持に努めます。

一時保育事業の実施 (再掲)	保護者の病気やけが、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で家庭で保育ができない場合に、児童を一時的に預かる一時保育事業を行います。
病児・病後児保育事業 の充実	集団保育が困難な病中及び病気回復期にある児童を一時的に預かることによって、保護者の就労支援を行うため、利用ニーズを把握し、受入体制を整備します。また、利用料の負担軽減の維持に努めます。
地域子育て支援事業 の充実	認定こども園を拠点とし、就園前の児童と保護者を対象とした地域子育て支援事業を行います。
休日保育事業の検討	多様化する保育のニーズに対応するため、休日に保育に欠ける乳幼児の保育ニーズを把握し、実施について検討します。
幼児教育と学校教育 の円滑な接続	保育園等、小学校、中学校の連携により、連続性のある保育と教育ができるよう努めます。
保育の質の向上	質の高いサービス提供に向けて、研修体制を充実させます。保育園等や保育士の自己評価の実施と公表に取り組んでいくとともに、第三者評価についても検討します。
人材の確保と育成	保育の質の向上と多様な保育サービスに対応できる保育士等を育成するため、保育士等保育従事者の確保に努めるとともに、専門的知識や技術を習得できるよう、研修体制の充実を図ります。また、子育て支援事業等に従事する「子育て支援員」についても検討します。
子育て家庭の経済的 負担の軽減	保育園等における保育料負担について、国の定める徴収基準額より減額し、今後も継続して軽減を維持できるよう努めます。また、第三子以降入所の軽減についても、鳥取県の制度を活用した軽減の維持に努めます。また、保護者の世帯所得の状況等による、保育園等の実費負担費用の助成については、今後検討を行います。

### (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て支援サービス全体の質の向上を図るため、関係機関、団体等のネットワークを形成し、子どもたちを地域社会の一員としていきいきと育み、安心して子育てができる環境づくりを行います。

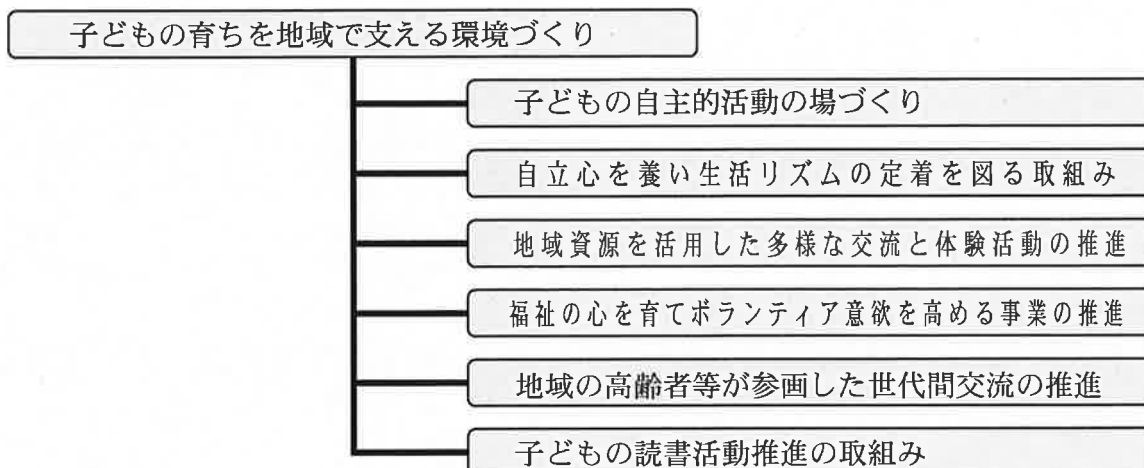


#### 主な施策と概要

施策	概要
子育てに関するネットワークの形成	子育て世代を各分野から支援するため、子育てに関する関係機関、団体等との連携を深めるネットワークを形成し、相互の活動の推進を図るとともに、地域で子育て家庭を支援する人材の発掘と育成に努めます。
子育てサークルの支援	地域の子どもや保護者等の交流促進のため、子育てサークルの活動の充実に向けた相談・助言等の支援を行います。

#### (4) 子どもの育ちを地域で支える環境づくり

地域全体で子育て家庭を支援する土壌を醸成し、子どもの健やかな成長と安心して子育てできる地域社会を実現するため、以下の取組みを推進します。



#### 主な施策と概要

施策	概要
子どもの自主的活動の場づくり	スポーツ少年団、子ども会、総合型地域スポーツクラブ等による子どもの自主的な活動を支援します。また、指導者・リーダー等の人材の育成と確保に努めます。
自立心を養い生活リズムの定着を図る取組み	町内一斉ノーメディアデー等、町内関係機関が連携して、自立心を養い生活リズムの定着を図る取組みを推進します。
地域資源を活用した多様な交流と体験活動の推進	地域の行事や活動等を通じて、子どもたちと地域の多様な人々が交流できる機会の充実を図るとともに様々な体験活動の推進に努めます。
福祉の心を育てボランティア意欲を高める事業の推進	社会福祉協議会、コミュニティ・スクール、地域振興協議会、子ども会等の活動を通じて、社会福祉の理解と関心を高め実践につながる意欲を育む事業を推進します。
地域の高齢者等が参画した世代間交流の推進	世代間の相互理解、高齢者の生きがいづくりにつながるよう、地域の高齢者等が参画した世代間交流を推進します。
子どもの読書活動推進の取組み	ブックスタート、図書館事業等、子どもの読書活動推進のための取組みを、関係機関が連携して行います。



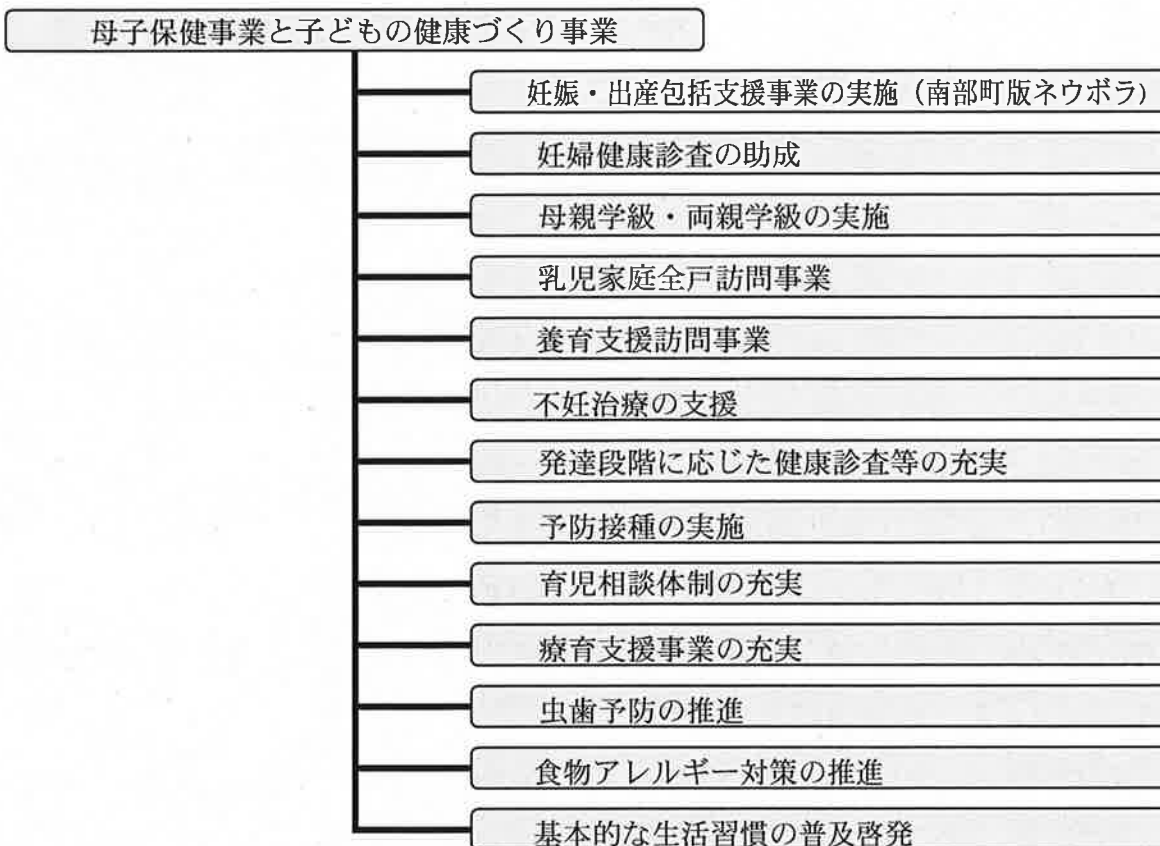
南部町立図書館キャラクターブッぽん

## 2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てを通じて、健康な子育て環境を確保するため、母子の健康づくり、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

### (1) 母子保健事業と子どもの健康づくり事業

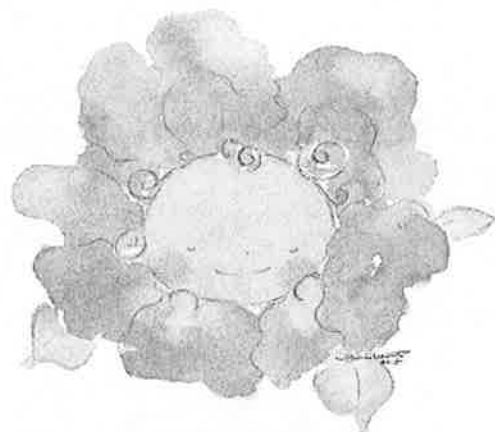
母子の健やかな成長を支える環境を確保するため、妊娠期から出産期、子育て期を通じて切れ目のない支援を包括的に行う南部町版ネウボラを拠点として、関係機関との連携を図りながら、以下の取組みを実施します。



#### 主な施策と概要

施策	概要
妊娠・出産包括支援事業の実施（南部町版ネウボラ※）	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等についての相談支援及び産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等など、産前産後を通じて安心して子育てができる支援体制を構築します。 ※ネウボラとはフィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、フィンランドでは、妊娠・出産・子育て期での切れ目のない支援を行う拠点を指す。
妊婦健康診査の助成	安心して妊娠出産できる環境を確保するため、妊婦の健康診査に係る費用を助成します。（14回分）多胎児の妊婦については、さらに5回分の助成を行います。
母親学級・両親学級の実施	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、産前の情報や交流の機会を提供します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況を把握し、専門的な助言指導を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

養育支援訪問事業	乳児全戸訪問、乳児健診等により把握した様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が養育に関する相談、助言を行う等、適切な養育が行われるよう支援します。
不妊治療への支援	不妊治療を必要としている家庭等への支援を図るため、不妊治療（特定不妊治療・人工授精等）にかかった治療費を助成します。
発達段階に応じた健康診査等の充実	乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、助言を行うとともに、疾病や発達障がい等の早期発見、早期対応を図るため、医療機関、関係機関等と連携し、健診内容の充実を図ります。なお、異常の早期発見だけでなく、生活指導や育児不安の相談、支援等に努めます。また、未受診者への受診勧奨や実態把握を行います。
予防接種の実施	定期的な予防接種を円滑に受けられる環境を確保し、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防を図るとともに、接種率の向上に努めます。
育児相談体制の充実	子育て家庭に対する相談支援を行うため、対象者へ相談窓口が的確に伝わるよう、関係部署の連携を図り、支援・相談体制の充実に努めます。
療育支援事業の充実	発達障がい等の可能性のある児童の早期発見と集団行動への適応促進を図るための療育相談や講座等を充実させます。
虫歯予防の推進	乳児健診等の機会を利用した、発達段階ごとの歯磨き・生活指導及び歯科検診、フッ素塗布を行い、虫歯予防を推進します。また、関係機関が連携して虫歯予防を推進します。
食物アレルギー対策の推進	近年増加している食物アレルギーに起因するアレルギー症状がある児童等へ対応するため、保護者、保育園等、小中学校等、関係機関の連携により児童と保護者の不安の解消を図ります。
基本的な生活習慣の普及啓発	健診、子育て教室などあらゆる機会を通して、基本的な生活習慣の定着をめざした普及啓発を実施し、保育園等、学校、関係機関等の連携を強化します。

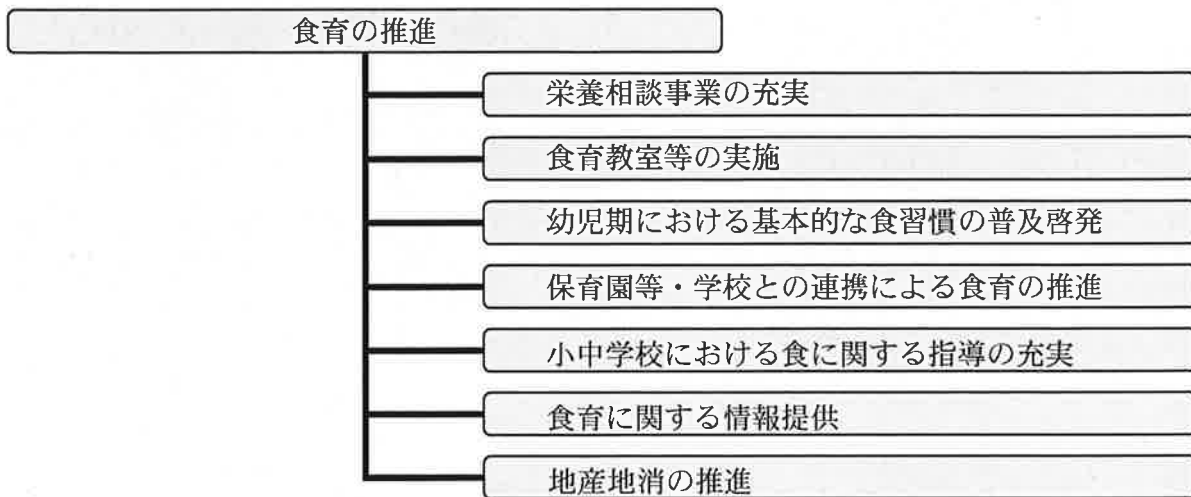


南部町子育て包括支援センター

ネウボラ  
neuvola

## (2) 食育の推進

子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせない食育について、児童の発達段階に応じた連続的な取組みを行うため、保育園等、学校や関係機関の連携により、以下の取組みを推進します。



### 主な施策と概要

施策	概要
栄養相談事業の充実	乳幼児相談時における栄養相談、乳児健診時における栄養指導を充実させます。
食育教室等の実施	乳幼児期から学童期の子どもと保護者に食の大切さを伝えるために、離乳食講習会、食育教室、親子料理教室等を実施します。
幼児期における基本的な食習慣の普及啓発	幼児期における基本的な食習慣の定着を図るため、保育園等における体験等を通じた食育活動を充実させます。
保育園等・学校との連携による食育の推進	児童の連続的な発達を支援するため、保育園等への栄養教諭や学校栄養職員等による訪問指導を実施します。また、小学校への就学に向けた接続が円滑に行われるよう関係機関の連携を図ります。
小中学校における食に関する指導の充実	小中学校では、栄養教諭や学校栄養職員による給食時間の訪問指導、学級活動等、児童生徒への食に関する指導を充実させます。
食育に関する情報提供	食育だより等を通じて、食に関する知識と理解を深めるための積極的な情報提供を行います。
地産地消の推進	家庭の食事や保育園等の給食、学校給食に地元食材の活用を図り、地産地消を推進し機会をとらえて子どもと保護者への啓発を行います。

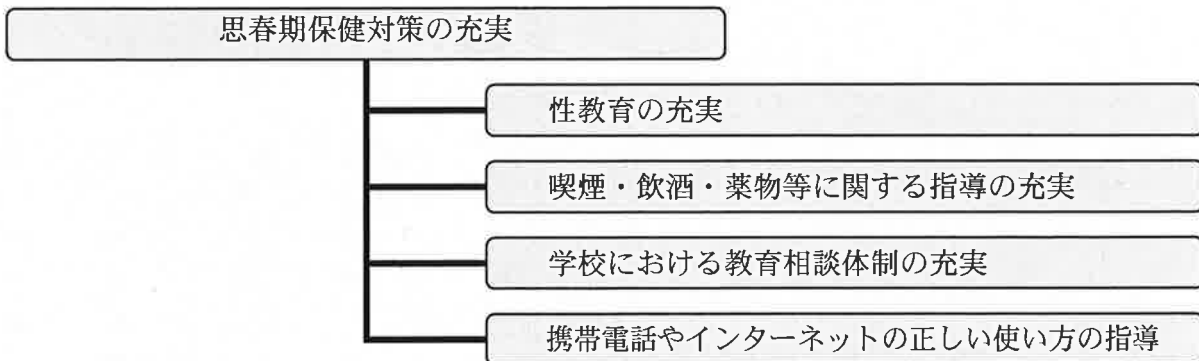
南部町学校給食食育キャラクター





### (3) 思春期保健対策の充実

学童期、思春期において、性や喫煙等についての健全な意識を養うとともに、心の問題に対応するため、専門家の確保や相談体制の充実等に努めます。



#### 主な施策と概要

施策	概要
性教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する学習や、性感染症に対する正しい知識の普及のための学習機会の充実を図ります。
喫煙・飲酒・薬物等に関する指導の充実	児童生徒の発達段階に応じた、喫煙や飲酒、薬物等の危険性に関する学習機会の充実を図ります。
学校における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー等の活用を図りながら、教育相談体制の充実に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる児童、保護者への働きかけや、教育支援センター等、関係機関等とのネットワークを活用して問題解決に向けた支援を行います。
携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導	情報社会における的確な判断力を養うため、学校等において、携帯電話やインターネットの安全な使い方の指導に努めます。



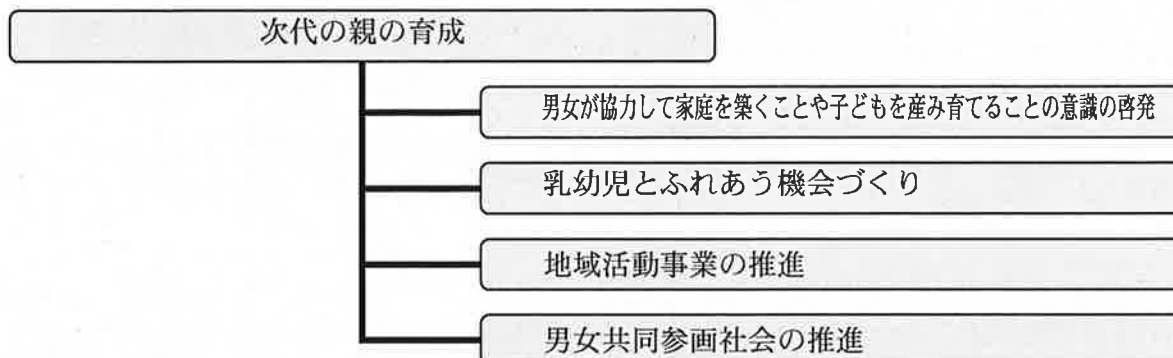
鳥取県「眠れてますか？」睡眠キャンペーン  
キャラクター「スーミン」南部町版

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

少子化の進行により、次代の親が減少していくなかで、次代の親が子育てに喜びを感じながら、子どもとともに育ち合えるよう、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します。

#### (1) 次代の親の育成

次代の親を育成するために、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることについて、各分野の機関が連携を図りながら教育や啓発に努めます。



#### 主な施策と概要

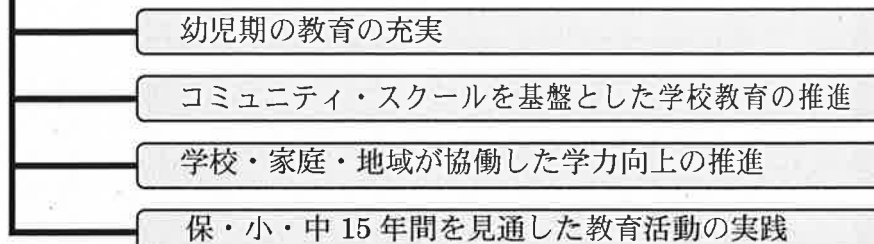
施策	概要
男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意識の啓発	保育園等では、男女平等意識を育てる保育や教育を推進し、小中学校では、子育ての男女共同参画についての意識形成や技術習得のための指導を実施します。
乳幼児とふれあう機会づくり	次代の親になる子どもたちが、乳幼児とのふれあいを通して、乳幼児に対する愛着、子どもを産み育てること、子育ての喜びや楽しさを学ぶ機会を提供します。
地域活動事業の推進	子どもたちが地域に誇りを持てるよう、異年齢の交流、体験活動等を通じて地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。
男女共同参画社会の推進	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を行います。



## (2) 地域とともに歩む幼児期の教育・学校教育の推進

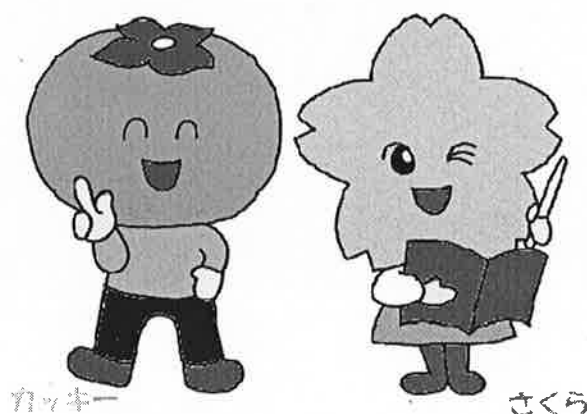
すべての幼児、児童生徒が戸惑いなく安心して過ごすことができるために、保育園等から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を確立し、地域に開かれ、地域から信頼され、期待される保育園等や学校の姿を目指します。

### 地域とともに歩む幼児期の教育・学校教育の推進



### 主な施策と概要

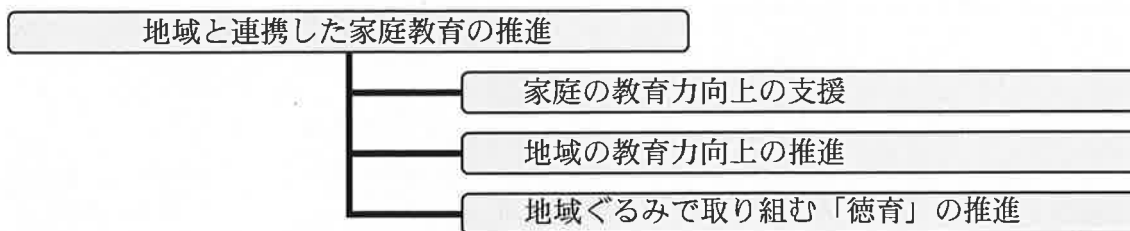
施策	概要
幼児期の教育の充実	保育園等では、児童の基本的な生活習慣の定着と自尊感情の向上に努めると共に、実体験を通して主体的に学ぶ教育の環境づくりに取り組みます。
コミュニティ・スクールを基盤とした学校教育の推進	学校運営協議会の小中連携をすすめ、コミュニティ・スクールとしての学校力を高め、地域全体で学校を支援する取組みを行います。
学校・家庭・地域が協働した学力向上の推進	自分の夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成を図ります。また、教職員の資質向上を図り、きめ細かい指導を行う体制づくりに努めます。
保・小・中 15年間を見通した教育活動の実践	保育園等・小学校・中学校の連携により、就学前から中学校まで一貫した保育・学校教育の確立を視野に施策の充実を図ります。



南部町学校事務共同実施マスコットキャラクター

### (3) 地域と連携した家庭教育の推進

園・学校及び地域との連携を基軸として、子どもや保護者の生活実態を踏まえた家庭教育を、以下の取組みを通じて推進します。



#### 主な施策と概要

施策	概要
家庭の教育力向上の支援	保護者だけでなく祖父母等も含めた大人の学習機会を提供し、親の学びを支援します。PTA、保護者会、子育てサークル等と連携し、親同士のつながりを強化するとともに保護者への支援を強化します。
地域の教育力向上の推進	家庭教育の主体性を尊重しつつ、保育園等・学校・家庭・地域・行政がめざす子ども像を共有しながら、子どもの安全や発達に必要な取組みを工夫し、町全体で子どもの成長を見通した教育力の向上を図ります。
地域ぐるみで取り組む「徳育」の推進	子どもたちが身につけておくべき「徳」について、保育園等・学校だけでなく家庭や地域での学びの充実に取組みます。また、大人自らが道徳的な行動を示す町民運動等を積極的に推進します。



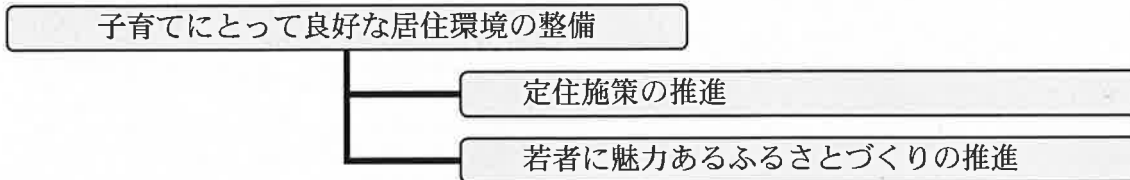
おせの背中を魅せよう町民運動ロゴマーク

#### 4. 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世代の社会的不安を解消し、安心して生活し、子育てを行うことができるよう、良好な居住環境の整備や安心して外出できる環境の整備等、安心・安全なまちづくりを推進し、子育てしやすい環境や、若者の定住を促進するための環境整備を行います。

##### (1) 子育てにとって良好な居住環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、良好な居住環境を整備できるよう、定住施策を充実させるとともに、若い世代に魅力のあるふるさとづくりの推進に努めます。

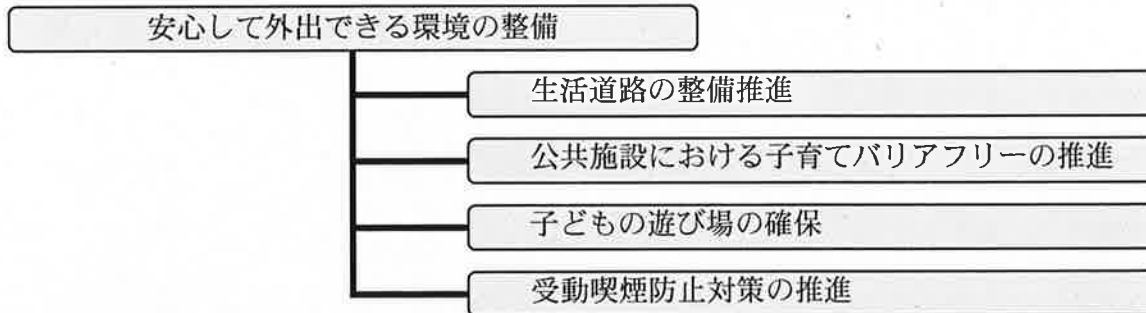


##### 主な施策と概要

施策	概要
定住施策の推進	若者や子育て世代の定住を推進するため、定住施策を充実させます。
若者に魅力あるふるさとづくりの推進	若者のニーズを把握し、将来も定住したいと感じられるような魅力あるふるさとづくりを推進します。

##### (2) 安心して外出できる環境の整備

子どもや親子が安心して外出できるよう、生活道路の整備、公共施設等におけるバリアフリー化、身近な場所で安心して遊ぶことのできる環境の確保に努めます。



##### 主な施策と概要

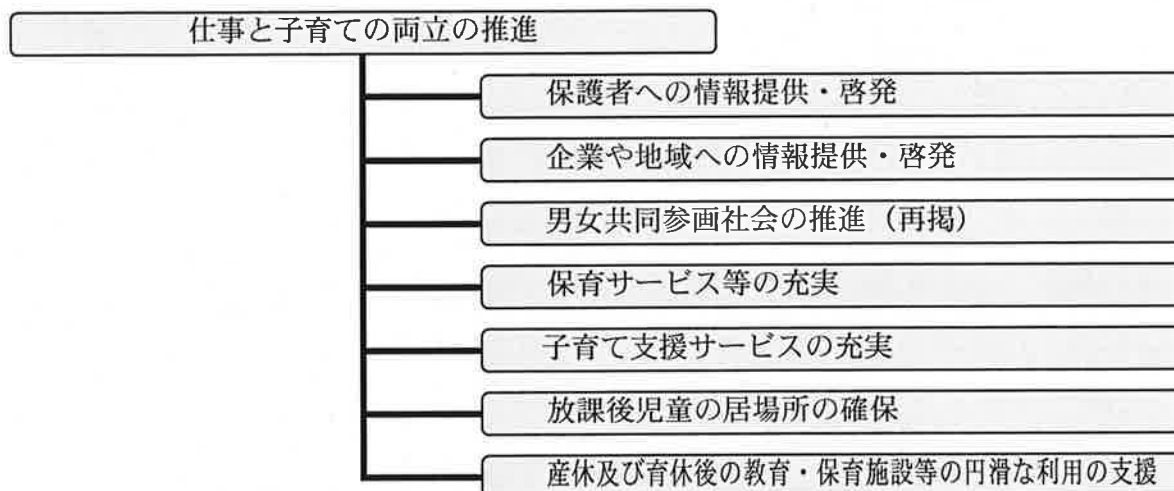
施策	概要
生活道路の整備推進	歩行者の安全に配慮した身近な生活道路の整備を推進します。
公共施設における子育てバリアフリーの推進	公共施設等の新築、改修、改築等にあたり、子育て世代に配慮したバリアフリーを推進します。
子どもの遊び場の確保	公共施設等の有効活用など、子どもたちが身近な地域で安心して遊べる場所の確保に努めます。
受動喫煙防止対策の推進	公共施設等における受動喫煙を防止するため、禁煙の推進に努めます。また、公共施設における完全禁煙を推進します。

## 5. 仕事と家庭の両立

働く誰もが、生活と仕事の調和を保てるよう、企業や事業者への意識啓発、地域における子育て支援、保育サービスの充実により、多様な働き方の実現と、働く人の働き方の見直しを推進し、仕事と家庭の両立を支援します。

### (1) 仕事と子育ての両立の推進

働く人の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、事業主の理解と協力のもとに、両立支援のための法律、国の制度、県の取組みを踏まえ、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

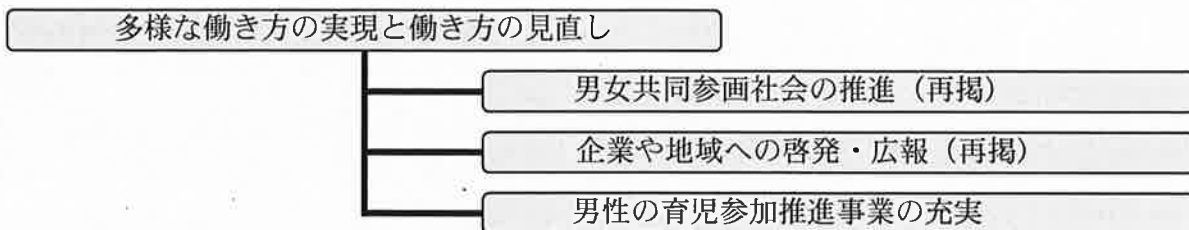


#### 主な施策と概要

施策	概要
保護者への情報提供・啓発	機会をとらえて、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた啓発や情報提供に努めるほか、男女両方の働き方の見直しや男性の育児参加の意識醸成に向けた啓発を行います。
企業や地域への情報提供・啓発	広報等を通じた制度等の普及をはじめ、男女ともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりと、働きやすい労働条件の向上について、企業や地域への啓発に努めます。
男女共同参画社会の推進（再掲）	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。
保育サービス等の充実	多様化する保育ニーズに対応した保育施設の機能の充実を図るとともに、一時保育・病児病後児保育・延長保育等の充実に努めます。
子育て支援サービスの充実	ファミリー・サポート・センターの会員拡大や利用促進を図り、利用者支援事業等の子育て支援サービスを充実させます。
放課後児童の居場所の確保	学童期の児童の安心安全な居場所を確保するため、児童館や放課後児童健全育成事業等の受入体制を整備します。
産休及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の支援	保護者が産休、育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、利用者支援事業による情報提供や相談支援等を行います。

## (2) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

各家庭や地域における男女共同参画社会への理解を深めるとともに、子育てしやすい職場環境への企業や事業主、職場の一人ひとりの理解を促進するため、以下の取組みを行います。



### 主な施策と概要

施策	概要
男女共同参画社会の推進（再掲）	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を行います。
企業や地域への啓発・広報（再掲）	広報等を通じた制度等の普及をはじめ、男女ともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりと、働きやすい労働条件の向上について、企業や地域への啓発に努めます。
男性の育児参加推進事業の充実	男性の育児参加を推進するために、学び、相談、仲間づくりの機会を充実させます。

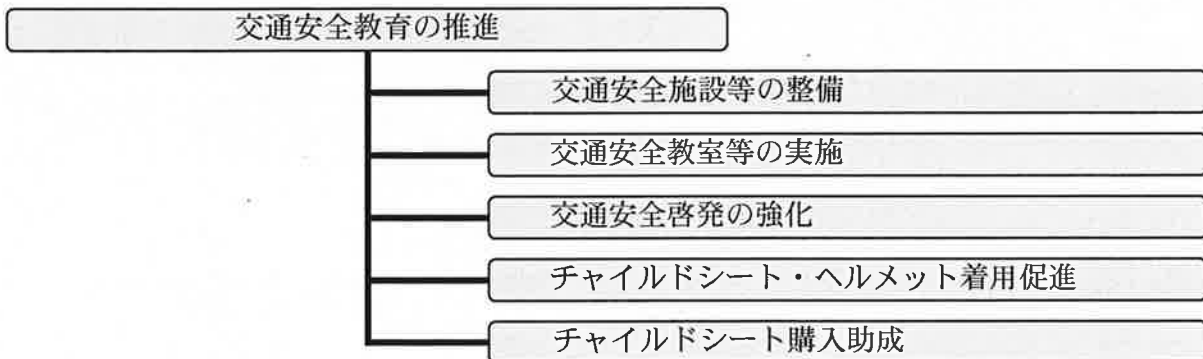


## 6. 子ども等の安全確保

子どもの交通安全を確保するための取組み、子どもを犯罪被害から守るための活動の推進により、犯罪に巻き込まれないだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、子どもと保護者の自覚を高めるための意識啓発等、地域ぐるみで子どもの安全を確保する環境をめざします。

### (1) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故等から守るため、関係機関が連携し、交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシート・ヘルメットの着用促進を図るための啓発等を行います。



#### 主な施策と概要

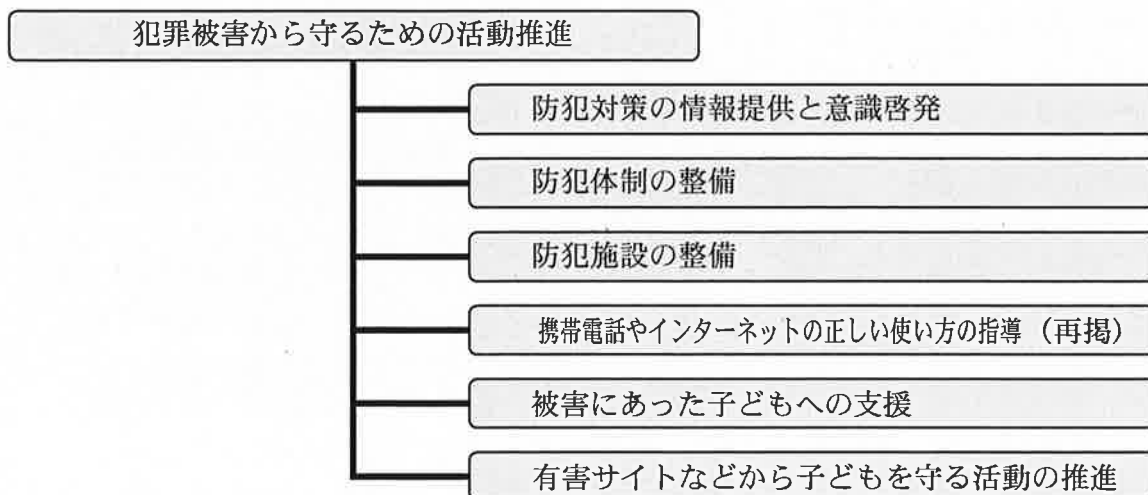
施策	概要
交通安全施設等の整備	子どもや子ども連れの保護者が安全に安心して通行できるような道路環境を整備するため、交通安全施設や標識等の点検を定期的に行い、交通安全施設等の整備に努めます。
交通安全教室等の実施	園・学校等で継続的な交通安全教室等を実施し、交通事故防止の意識の醸成に努めます。
交通安全啓発の強化	地域住民全体の交通安全意識を高めるための啓発を強化します。
チャイルドシート・ヘルメット着用促進	チャイルドシート、自転車用ヘルメットの着用徹底を図るための啓発を行います。
チャイルドシート購入助成	チャイルドシート購入費の助成を行います。





## (2) 犯罪被害から守るための活動推進

犯罪等から子どもを守るため、地域の防犯意識を向上させ、地域、保護者、学校等の関係機関が連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る地域社会の形成を推進します。



### 主な施策と概要

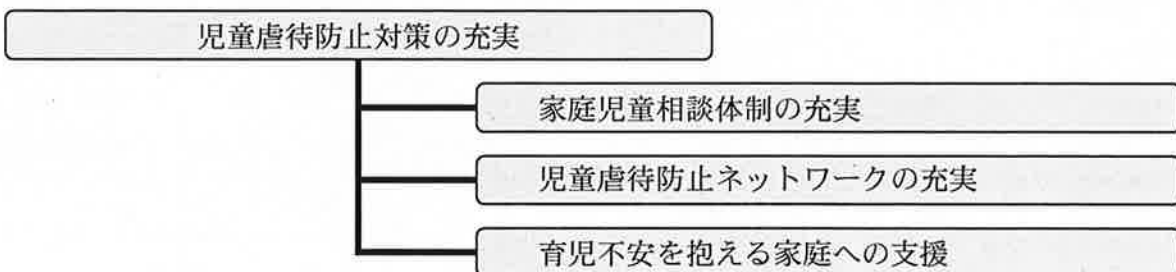
施策	概要
防犯対策の情報提供と意識啓発	警察等との連携により、子どもたちが犯罪に巻き込まれない、関わらない、起こさないための情報提供と意識啓発を行います。
防犯体制の整備	防犯パトロール、下校時のメロディーチャイムなど、地域、保護者、関係機関が連携して子どもたちを犯罪被害から守るための体制を整備します。
防犯施設の整備	防犯灯の設置や管理等、防犯施設の整備を引き続き推進します。
携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導（再掲）	情報社会における的確な判断力を養うため、学校等において、携帯電話やインターネットの安全な使い方の指導に努めます。
被害にあった子どもへの支援	犯罪、いじめ、虐待等の被害にあった子どもの心のケアや保護者への相談・助言等を行うため、園・学校・要保護児童対策地域協議会等の関係機関が連携を図りながら、問題の解消に向けた早期対応に努めます。
有害サイトなどから子どもを守る活動の推進	児童自らが有害サイト等から身を守れるように、携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導をはじめ、保護者に対するフィルタリングサービス利用の啓発など、有害環境から児童を守る環境対策に努めます。

## 7. 要保護児童（被虐待児童・ひとり親児童・障がい児等）への対応

支援を必要とする子どもや家庭に対する、児童虐待の早期発見と未然防止対策、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実により、適切な支援を切れ目なく行うことで、支援を要する子どもを地域ぐるみで見守り、すべての子どもが安心して生活できる地域社会をめざします。施策の推進にあたっては、県が行う施策との連携を図るとともに、本町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして行います。

### （１） 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を予防し、すべての子どもの健やかな心身の成長と社会的自立を促すことをめざし、発生の予防から早期発見、保護、支援、アフターケアにいたるまで、一貫した切れ目のない支援を行うために、以下の取組みを実施します。

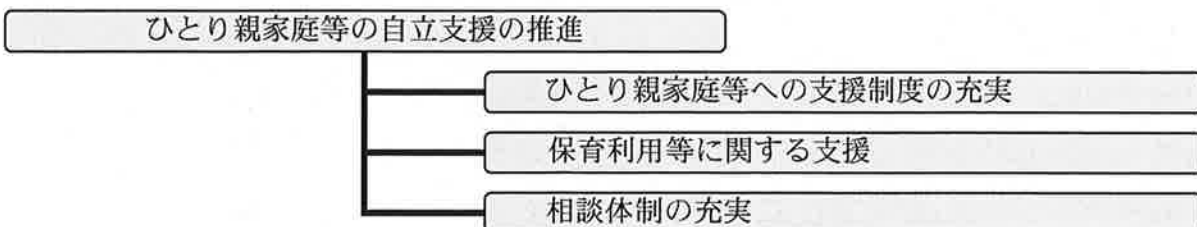


#### 主な施策と概要

施策	概要
家庭児童相談体制の充実	児童虐待に関する相談について、子育て支援事業等、関係機関における各種相談により、保護者に対する適切な助言・指導を行い、虐待発生予防に努めます。
児童虐待防止ネットワークの充実	虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関のネットワークの確立を図り、問題解決に向けた体制整備をします。
育児不安を抱える家庭への支援	虐待行動につながる家庭の不安定さなどの相談に応じ、虐待の未然防止や早期対応を図るため、家庭児童相談の体制の充実を図ります。

### （２） ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が、自ら進んで自立した生活を営み、安心して子育てができるよう、以下の取組みを行います。



主な施策と概要

施策	概要
ひとり親家庭等への支援制度の充実	児童扶養手当、児童福祉手当、小中学校入学支度金、医療費助成等の各種の助成制度や事業の充実を図り周知に努めます。また、県等との協力により、就労支援に努めます。
保育利用等に関する支援	ひとり親家庭が就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うとともに、所得階層に応じた保育料の減免など、保育を利用しやすい環境づくりに努めます。
相談体制の充実	ひとり親家庭の抱える諸問題の相談に応じられるよう、各機関と母子父子自立支援員との連携強化を図るなど相談体制の充実を図ります。

(3) 障がい児施策の充実

障がい児にとって、地域社会の中で安心して生活し、自立して社会参加を行うことのできるよう、必要な支援を行う環境の整備や施策の充実が求められています。

南部町障がい者プランの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合い、障がいのある人もない人も安心して暮らせる「共に歩む福祉のまちづくり」を実現するため、医療・福祉・保健・教育の各分野が連携し、子どもの発達段階に応じた一貫したサポートを実施できるよう、体制の整備を行います。



主な施策と概要

施策	概要
相談支援体制の充実	発達上の心配や悩み等の相談を、保健師や保育士等に気軽に相談できる体制を整えます。また、児童の発達段階に応じて、関係機関が保護者と本人のニーズに応じた適切なサポートを行えるよう、支援体制を強化します。
障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見	妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障がいの疑いのある児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。また、保育園等、学校等での健康診査等の適切な実施、疾患の相談等の機会の充実を図ります。
早期療育と保育の実施	健康診査等を一層充実し、障がいの早期発見に努めるとともに、保育士と保健師や医師等の連携を図りながら、乳幼児期からの早期療育体

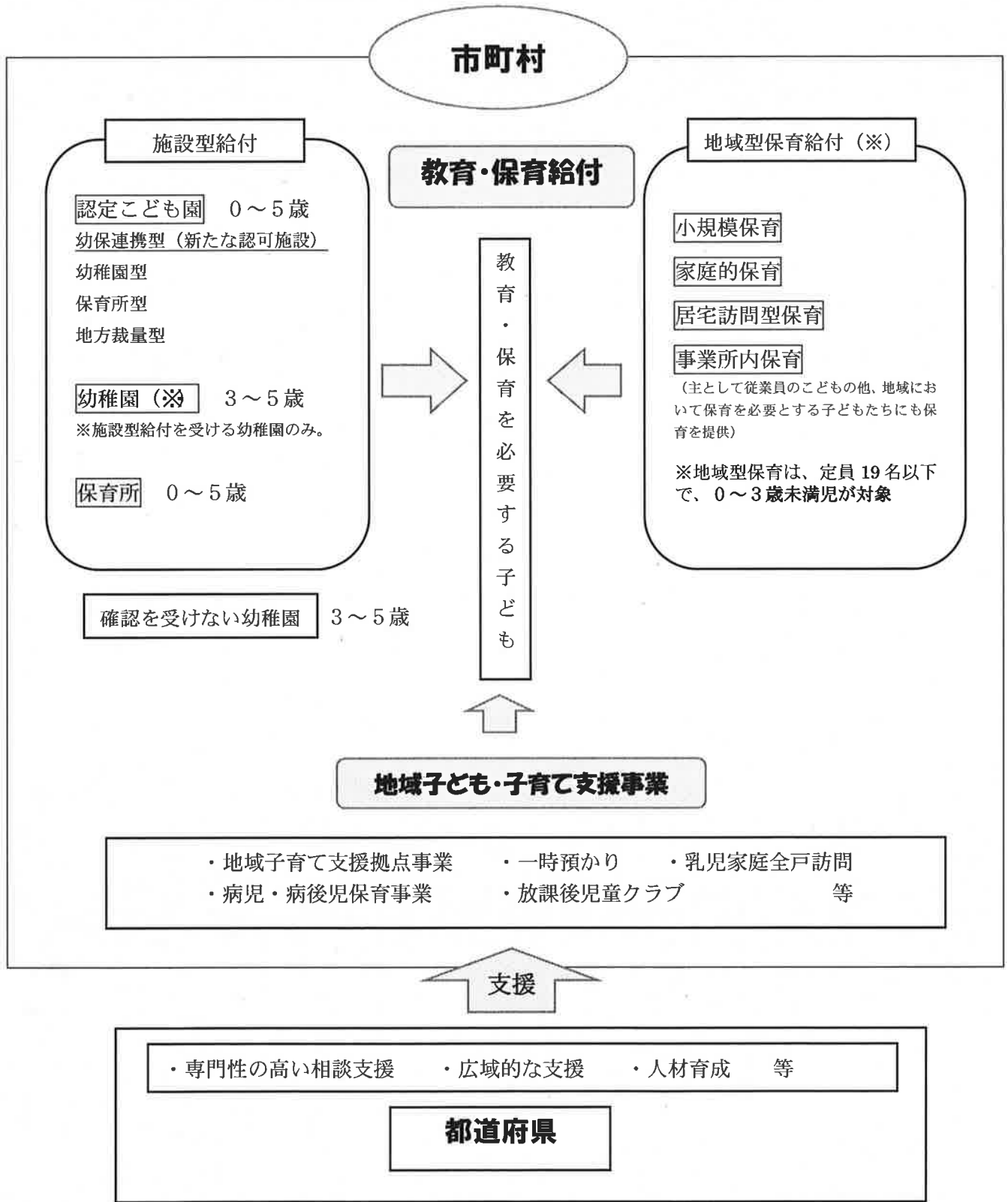
	<p>制を整備し、児童にとって必要な支援を行い、その発達を最大限に伸ばせるよう努めます。また、障がいのある幼児と障がいのない幼児がふれあう機会の拡充に努め、相互の豊かな人格形成を図ります。</p>
<p>特別支援教育の充実</p>	<p>園・学校は、幼児・児童生徒の障がいの種類や程度、困り感等を的確に判断し、円滑な就園・就学に努めます。また、特別な支援が必要な幼児・児童生徒が、社会の一員として自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況や教育的ニーズ等に応じて必要な支援が行われるよう環境を整え、支援の充実を図ります。</p>
<p>卒業後の支援</p>	<p>学校卒業後の障がいのある人に対する適切な教育の場や就労の場の支援について、社会への移行支援体制づくりを関係機関が連携して行います。また、家族への支援や社会資源の活用に対する理解を深めるための相談支援体制を整備します。</p>
<p>障がい福祉サービス等の制度の周知と充実</p>	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて実施される障がい福祉サービスが適切かつ効率的に提供できるよう、制度の周知と利用促進に努めます。また、町独自で実施する地域生活支援事業により、障がい福祉サービスの対象から外れる障がい児（者）に対する生活支援を推進します。</p>



# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 子ども・子育て支援法に係る体系

(1) 子ども・子育て支援法に係る体系図



(2) 子ども・子育て支援法に規定する事業

保育・教育給付	認定区分	認定要件	提供施設
	1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
	2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
	3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業

地域子ども・子育て支援事業	事業名	事業内容
	①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報等の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
	②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
	③妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
	④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
	⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業
	・子どもを守る地域ネットワーク強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
	⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業・夜間養護等事業)
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
	⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
	⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
	⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を提供する事業
	⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	

## 2. 提供区域の設定

### (1) 区域設定の考え方

本町における教育・保育の提供区域の設定にあたっては、下記の項目を勘案し、南部町全域で教育・保育の量の見込みを定めます。

- 保護者の仕事に合わせた教育・保育の特性を踏まえた選択ができること
- 量の調整に柔軟に対応できること
- 利用者の細かなニーズに柔軟に対応できること

### (2) 提供区域

#### ①教育・保育提供区域…南部町全域

本町の公立保育園の利用対象者は、町全域の子どもとしています。今後も、南部町全域を提供区域とすることが適当と考えます。

#### ②地域子ども・子育て支援事業…町全域

現在実施している子育て支援事業は町全域を対象に実施しています。今後も、南部町全域を提供区域とすることが適当と考えます。

子ども・子育て支援法に規定する事業		区域
教育 ・ 保育	1号認定（3～5歳 幼児期の学校教育のみ）	南部町全域
	2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）	南部町全域
	3号認定（0歳、1～2歳の年齢区分ごと保育の必要性あり）	南部町全域
地域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	①利用者支援事業	南部町全域
	②地域子育て支援拠点事業	南部町全域
	③妊婦健康診査	南部町全域
	④乳児家庭全戸訪問事業	南部町全域
	⑤養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	南部町全域
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	南部町全域
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	南部町全域
	⑧一時預かり事業	南部町全域
	⑨延長保育事業	南部町全域
	⑩病児保育事業	南部町全域
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	南部町全域
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	南部町全域
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	南部町全域

### 3. 幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容

#### (1) 教育・保育の量の見込みと確保内容

町内に居住する就学前の子どもについて、現在の保育園等の利用状況と利用希望を踏まえ、国の定める以下の区分で設定します。

##### 【提供区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号認定	3歳～就学前、幼児期の学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳～就学前、保育の必要性あり	保育園・認定こども園
3号認定	0歳～2歳、保育の必要性あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」 単位：人

区 分		平成 27 年度			平成 28 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（必要利用定員総数）		12	228	148	11	225	142
確保内容	保育園、認定こども園、幼稚園 （教育・保育施設）	12	228	155	11	226	155
	地域型保育事業			0			0

区 分		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		11	225	144	11	218	145	11	211	145
確保内容	教育・保育施設	11	226	155	11	226	155	11	226	155
	地域型保育事業			0			0			0

○1号認定の児童は、平成26年度まで町外の幼稚園または認定こども園の選択肢しかありませんでしたが、平成27年度より、町内の認定こども園でも受入を開始します。

○2号認定の児童は、当面の間、町内施設で十分に受け入れが可能であることから、町内保育園・認定こども園4園での受け入れを行います。

○3号認定の0歳児については、平成27年4月から、新たに町内認定こども園においても受入れを開始しますので、当面の間は、見込みの数を町内保育園と認定こども園の4園で受け入れ可能であると考えています。ただし、今後、母親の社会進出の増加等により、待機児童が生じてくるようであれば、適宜計画の見直しを行います。

#### (2) 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本町では、平成27年度から、既存の保育園から保育所型認定こども園へ1施設を移行します。



今後は、公立保育園で培ってきた知識・技能を活かし、提供内容の質の維持・向上を図るため、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する保育を実施するほか、幼児期の環境が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることを認識し、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

また、認定こども園は、地域における子育て支援の役割を担い、すべての子育て家庭を対象とした親子の集いの場の提供等を行うことから、子育て支援の地域における拠点施設として、利用者の利便の向上に努めます。

認定こども園及び保育園は、それぞれの園の特徴を活かした園づくり、園運営を行うとともに、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育士による合同研修、教員や保育士の交流・研修等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

また、定期的な会議や研修等を通じて情報共有を図るなど、協力体制を構築し、密接な連携に努めます。

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、現在の該当事業の利用状況とニーズ調査で把握した今後の利用希望を踏まえ、以下のとおり設定し確保するものとします。

##### (1) 利用者支援事業【新規】

(か所数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	施設	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保内容	施設	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

##### 【確保の内容の考え方】

- 平成 27 年度より、個々の保護者の立場に寄り添って必要な情報提供等を行い、適切な事業や施設の利用につなげられるよう、各家庭への支援を行う事業を 1 か所で実施します。
- また、南部町版ネウボラを拠点に、妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート等を行う事業を 1 か所で実施します。

##### (2) 地域子育て支援拠点事業

(延利用者数・か所数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人数	2,532	2,448	2,472	2,472	2,448
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	2,532	2,448	2,472	2,472	2,448
	施設	1	1	1	1	1

##### 【確保の内容の考え方】

- 現在、町内 1 か所に子育て総合支援センターのびのびを設置し、平成 25 年度は年間延べ 2,350 組が利用しています。
- 過去の利用実績により、見込み量を算出し、実施施設は現在と同様に 1 か所での継続実施するものとします。

### (3) 妊婦健康診査

(延利用回数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	回数	938	924	938	910	896
②確保内容	回数	938 (14回/人)	924 (14回/人)	938 (14回/人)	910 (14回/人)	896 (14回/人)

※多胎妊婦の場合は、別に5回

#### 【確保の内容の考え方】

- 町内には、妊婦健診を実施する医療機関がありませんので、県内と一部県外の施設で受診された回数（14回まで）の助成をしています。
- 今後の各年度の受診券交付見込数に上限14回を見込み、助成するものとします。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

(対象訪問件数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	件	67	67	66	67	65
②確保内容	件	67	67	66	67	65

#### 【確保の内容の考え方】

- 基本的には、医療機関での管理が施されている等、特段の事情により訪問を希望されない場合等を除いて、すべての出生児童を対象に訪問を行っています。
- 全出生児童を対象とするため、各年度の出生見込数を訪問するものとします。

### (5) 養育支援訪問事業その他の要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

(対象訪問件数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	件	3	3	4	4	5
②確保内容	件	3	3	4	4	5

#### 【確保の内容の考え方】

- 近年、要保護や要支援児童等が増加しており、養育支援が必要な家庭に対して、早期に養育に関する相談、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する必要があります。
- 支援を必要と判断したケースにはすべてのケースを対象に支援を行うものとします。

### (6) 子育て短期支援事業（ショート・ステイ事業）

(延利用者数・か所数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人数	2	2	2	2	2
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	2	2	2	2	2
	施設	1	1	1	1	1

#### 【確保の内容の考え方】

- 町内には、預かりのできる施設等がありませんので、平成27年度以降は、町内の施設において、受入れが可能となるようにします。

### (7) ファミリー・サポート・センター事業

(延利用者数・か所数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人数	25	24	24	23	22
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	25	24	24	23	22
	施設	1	1	1	1	1

#### 【確保の内容の考え方】

○過去5年間の利用実績から利用人数を見込み、実施施設は、町内1か所(子育て総合支援センターのびのび)を拠点として実施します。

### (8) 一時預かり事業

(延利用者数・か所数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人数	165	158	159	155	152
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	165	158	159	155	152
	施設	1	1	1	1	1

#### 【確保の内容の考え方】

○平成26年度より町内1か所、すみれ保育園で受入れを開始しましたので、平成26年度実績により見込みを算出し、今後も実施します。

### (9) 延長保育事業

(延利用者数・か所数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人数	117	112	113	110	108
	施設	4	4	4	4	4
②確保内容	人数	117	112	113	110	108
	施設	4	4	4	4	4

#### 【確保の内容の考え方】

○新制度においては、保育標準時間の利用時間(7時30分～18時30分)と保育短時間の利用時間(8時30分～16時30分)を超える時間帯が対象となります。

○平成27年度の利用状況を勘案し、延長保育事業の充実に努めます。

### (10) 病児・病後児保育事業

(延利用者数・か所数)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人数	544	516	510	511	501
	施設	2	2	2	2	2
②確保内容	人数	544	516	510	511	501
	施設	2	2	2	2	2

**【確保の内容の考え方】**

- 平成 26 年度の実績により見込みを算出し、今後も町内 1 か所、町外 1 か所の計 2 か所で実施をします。

**(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

実利用者数・か所数		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	人数	124	119	117	118	117
	施設	3	3	3	3	3
②確保内容	人数	124	119	117	118	117
	施設	3	3	3	3	3

**【確保の内容の考え方】**

- 現在町内 3 か所で実施していますが、年々、保護者の就労機会の増加や就労形態の変化により需要は高まっており、利用時間の延長、休日の実施、対象学年の拡大に対する要望が多くなってきています。
- 平成 27 年度から対象を小学生とし、3 か所で実施します。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】****【確保の内容の考え方】**

- 状況を見ながら必要に応じて検討します。

**(13) 多様な主体の参入促進事業【新規】****【確保の内容の考え方】**

- 事業の需給の状況を把握しながら必要に応じて検討していきます。

参考資料

1. 計画策定の経過

年月日	事項	内容
平成 25 年 10 月 28 日～ 平成 25 年 11 月 12 日	子ども・子育て支援事業計画 策定のためのアンケート	未就学児保護者の事業等の利用希望等
平成 26 年 3 月 10 日	第 1 回子ども・子育て会議	新制度の概要、アンケート調査結果等
平成 26 年 5 月 8 日	第 2 回子ども・子育て会議	放課後の過ごし方アンケート調査等
平成 26 年 5 月 22 日～ 平成 26 年 6 月 6 日	上学年児童の放課後の居場 所に関するアンケート	小学 4 年～6 年児童と保護者の放課後の居 場所についての希望等
平成 26 年 7 月 10 日	第 3 回子ども・子育て会議	放課後の過ごし方アンケート結果等
平成 26 年 11 月 10 日	第 4 回子ども・子育て会議	放課後の居場所検討、新制度の基準等
平成 26 年 12 月 11 日	第 5 回子ども・子育て会議	放課後の居場所検討、新制度の基準等
平成 27 年 1 月 30 日	第 6 回子ども・子育て会議	放課後の居場所検討、新制度基準、骨子案
平成 27 年 3 月 4 日	第 7 回子ども・子育て会議	計画素案について
平成 27 年 3 月 10 日～ 平成 27 年 3 月 23 日	計画案パブリック・コメント	計画素案についての意見募集

2. 南部町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	団体機関名・役職名等	備考
保護者	橋本 真介	保育園保護者代表 (すみれ保育園保護者会長)	
保護者	藤原 秀樹	小中学校保護者代表 (南部中学校 PTA 会長)	平成 26 年 6 月から
保護者	角田 雅人	(法勝寺中学校 PTA 会長)	平成 26 年 5 月まで
子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者	國本 英子	南部町社会福祉協議会 事務局長	
子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者	田子 由以子	社会福祉法人伯耆の国 保育課長	
子ども・子育て支援に関し学識経験 のある者	丸山 寛	南部町社会教育委員協議 会会長	
子ども・子育て支援に関し学識経験 のある者	野口 高幸	西伯小学校校長	会長
公募による者	三原 真由美		副会長
公募による者	吉岡 理恵		
公募による者	古澤 充枝		
町長が必要と認める者	古都 英幸	南部町教育委員会事務局 家庭教育推進員	
町長が必要と認める者	松原 伸	南部町立すみれ保育園 主任保育士	
町長が必要と認める者	宮階 ひとみ	南部町健康福祉課 主任保健師	

### 3. 南部町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 南部町は、南部町子ども・子育て支援事業計画へ子育て当事者等の意見を反映させることをはじめ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施することを目的として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第2項の規定に基づき、南部町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- (3) 南部町子ども・子育て支援事業計画に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査、審議に関する事

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (4) 公募による者
  - (5) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が召集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、所管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が町長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



発行・編集／南部町健康福祉課 少子化対策・子育て支援室  
〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭 482 番地 電話 0859-66-5524